

第2章 活動体制の確立

項目	担当班	ページ
第1節 組織	全班	91
第2節 動員配備	全班	101
第3節 通信連絡手段の確保	本部対策班、建設対策班、 消防対策班、両支所対策班	105
第4節 気象庁が発表する風水害に関する情報の収集及び関係機関への伝達等	本部対策班、建設対策班、 消防対策班、両支所対策班	107
第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達	全班	110
第6節 災害救助法の適用及び運用	福祉保健対策班	114
第7節 県への応援要請	本部対策班	119
第8節 広域的な応援要請	本部対策班	121
第9節 自衛隊への災害派遣要請	本部対策班	124
第10節 他機関に対する応援要請	本部対策班	128
第11節 技術者、技能者及び労働者の確保	本部対策班	129
第12節 ボランティアとの連携	福祉保健対策班	133
第13節 帰宅困難者対策	福祉保健対策班	135
第14節 応急用・復旧用物資及び資機材調達供給	本部対策班	136
第15節 交通確保・輸送対策	本部対策班、建設対策班、 消防対策班	138
第16節 障害物の除去	建設対策班	145
第17節 広報活動・災害記録活動	本部対策班	149

第1節 組織

(全班)

災害応急対策を総合的、かつ集中的に実施するために必要な組織は、この節の定めるところによって確立する。

1 活動組織の整備確立方針

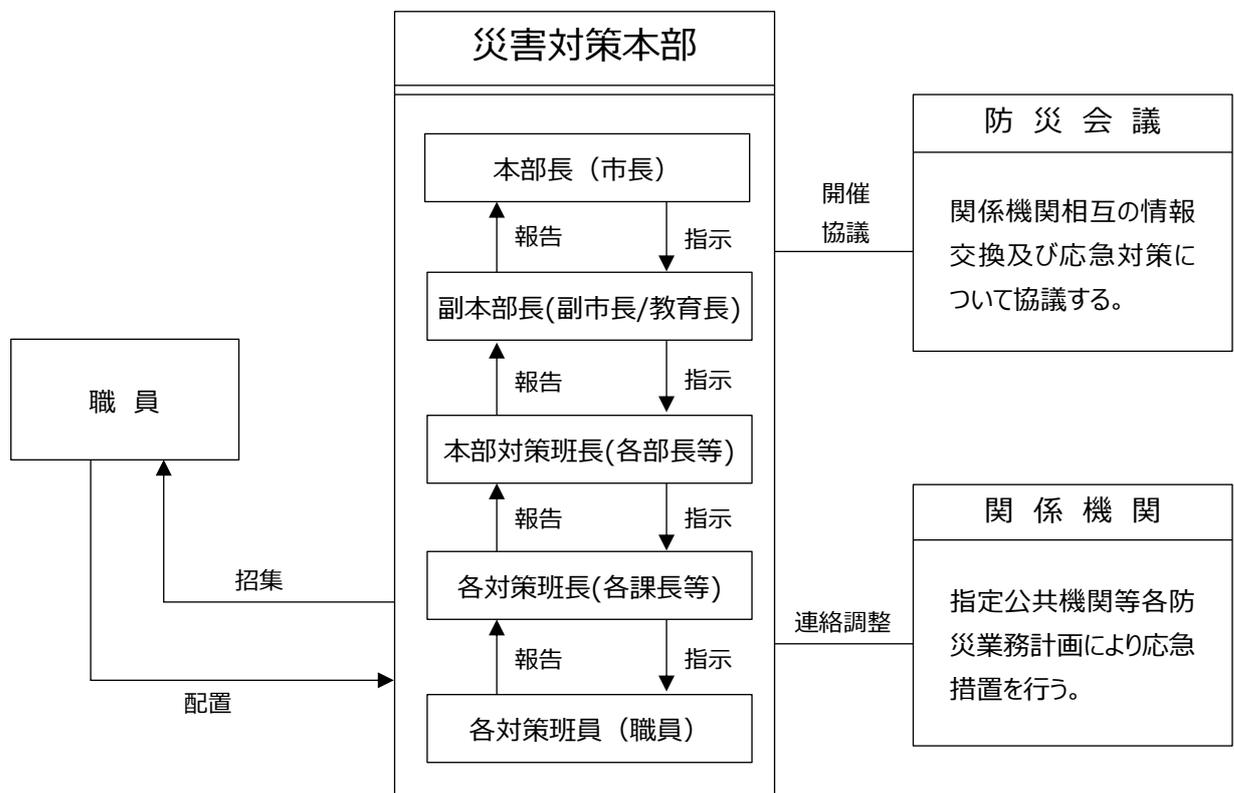
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、当該災害の発生を防御し、又は拡大を防止するために必要な措置は、それぞれの防災事務又は業務を所掌する防災関係機関が、その機能のすべてをあげて対処するものであることに鑑み、それぞれの防災関係機関において、当該事務又は業務を的確かつ円滑に実施するための防災活動組織を整備する。

市における活動組織は、本節に定めるほか「宇佐市災害対策本部条例（平成17年3月31日条例第239号）」及び「宇佐市災害対策本部規程（平成17年3月31日訓令第39号）」に基づき確立する。

宇佐市災害対策本部の組織編成は、宇佐市地域防災計画資料編のとおりである。

2 活動組織系統図

市の防災活動組織系統は、概ね次のとおりである。



3 災害発生時における市の組織体制

本部長（市長）は、災害が発生し、又は発生することが予想される場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策本部を設置する。なお、災害対策本部の設置前又は設置がされない場合には、災害の種類及び規模に応じて災害対策連絡室又は災害警戒本部を設置するものとし、組織体制については次のとおりとする。

（1）組織体制

体制	設置基準	組織内容
第一次体制 (災害対策連絡室)	<ol style="list-style-type: none"> 大分地方気象台が宇佐市に気象業務法の警報を発表したとき。<u>ただし、波浪警報は除く。(暴風警報(海上)及び暴風雪警報(海上)は耕地課及び支所を除く。)</u> 福岡管区気象台が鶴見岳、伽藍岳に係る火山周辺警報を発表したとき。 その他異常な自然現象等により管内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害応急対策を実施する必要があるとき。 その他、市長が必要と認めるとき。 	<p>【本庁】</p> <p>室長：危機管理課長 事務局：危機管理課防災係・交通防犯係 防災担当課：耕地課耕地係、土木課工務係・道路維持係、林業水産課林業係・水産係</p> <p>【支所】</p> <p>副室長：安心院支所地域振興課長、院内支所地域振興課長 安心院支所事務局：地域振興課地域振興係 安心院支所防災担当課：産業建設課土木管理係 院内支所事務局：地域振興課地域振興係 院内支所防災担当課：産業建設課土木管理係</p>
第二次体制 (災害警戒本部)	<ol style="list-style-type: none"> 大分地方気象台が宇佐市に気象業務法の警報を発表し、かつ相当規模の被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 福岡管区気象台が鶴見岳、伽藍岳に係る噴火警報を発表したとき その他異常な自然現象等により管内に相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、特に災害応急対策を実施する必要があるとき。 その他、市長が必要と認めるとき。 	<p>【本庁】</p> <p>本部長：総務部長 副本部長：経済部長、建設水道部長、福祉保健部長、教育次長 危機管理課長以下危機管理課職員、総務課長以下総務課職員、秘書広報課長以下広報広聴係職員、耕地課長以下耕地係職員、林業水産課長以下林業水産課職員、土木課長以下道路維持係職員及び工務係職員、福祉課長以下福祉総務係職員及び障がい者支援係職員、介護保険課長以下高齢者支援係職員、教育総務課長以下教育総務課職員、学校教育課長以下学務係職員、社会教育課長以下生涯学習係及び文化財係職員、その他市役所アマチュア無線部所属の職員（アマチュア無線免許所持者）等で総務部長があらかじめ指名した者</p> <p>【支所】</p> <p>副本部長：安心院支所長（安心院支所第二次体制総括）、院内支所長（院内支所第二次体制総括） 地域振興課長以下地域振興課職員、市民サービス課長以下健康福祉係職員、産業建設課長以下産業建設課職員、その他社会教育課安心院地域教育係職員、安心院地域出身職員、社会教育課職員、院内地域出身職員等で支所長があらかじめ指名した者</p>

体制	設置基準	組織内容
第三次体制 (災害対策本部)	1. 大分地方気象台が宇佐市に気象業務法の特別警報を公表したとき。 2. 市内全域にわたって重大な災害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき。 3. その他、市長が必要と認めるとき。	本部長：市長 副本部長：副市長、教育長 各班の分掌事務に基づき班長以下、全職員で対応

ア. 第一次体制（災害対策連絡室）

① 災害対策連絡室の設置

災害対策連絡室は、次の場合に危機管理課長の指示により設置する。

■災害対策連絡室の設置基準

1. 大分地方気象台が宇佐市に気象業務法の警報を公表したとき。ただし、波浪警報は除く。（暴風警報（海上）及び暴風雪警報（海上）は耕地課及び支所を除く。）
2. 福岡管区気象台が鶴見岳、伽藍岳に係る火口周辺警報を公表したとき。
3. その他異常な自然現象等により管内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害応急対策を実施する必要があるとき。
4. その他、市長が必要と認めるとき。

設置基準に該当するときは、事務局（危機管理課、支所地域振興課）及び防災担当課は直ちに所属課内において情報収集及び連絡活動を行う体制をとる。ただし、災害発生の可能性が明らかに低いと判断できる場合は、危機管理課長は、事務局（支所含む）のみでの体制運営を指示できるものとする。第二次体制要員は自宅等で動員に備える。（常に連絡が取れるようにする。）

－留意事項－

- ① 防災担当課における配置要員数（ローテーション含む）は、各課長等が調整し、指示する。
- ② 危機管理課長は、体制（配置要員の増減含む）の調整が必要と判断した場合は、関係課長等へ指示を行う。（例：秘書広報課を情報発信業務のため体制に追加等）

② 事務処理事項（全体）

- (a) 危機管理課長を室長とする災害対策連絡室を設置し、支所及び防災担当課等と連絡及び情報収集体制を構築する。
- (b) 危機管理課は、警報発表及び体制設置等を災害対策本部班長等（以下「本部班長等」という。）にメール連絡（個人携帯）を行う。
- (c) 危機管理課は、勤務時間内においては職員へ周知（e Gモデル掲示板、庁内放送等）を図る。
- (d) 危機管理課長は、宇佐市消防本部及び宇佐警察署並びに大分県北部振興局に第一次体制配置の電話連絡を行う。
- (e) 防災担当課の配置職員（両支所を除く。）は、危機管理センターへ参集する。
- (f) 防災担当課及び関係各課は、それぞれの所管事項に係わる被害情報を受理した場合には、大分県災害対応システムへの入力を行うとともに応急活動に努める。（学校教育課は臨時休校情報について危機管理課へ報告を行う。）
- (g) 避難所を開設する際は、学校施設については教育総務課、宇佐市公民館条例に定められた施設については社会教育課より施設管理者へ開設する旨の連絡を行う。

- (h) 危機管理課は、防災担当課が入力した被害情報や避難所情報等を集約し、マスコミ対応を行う。
- (i) 危機管理課長は、状況に応じて体制（配置要員の増減含む）を管理し、情報収集及び災害応急対策を総括する。
- (j) 危機管理課長は、上位体制の総括者（総務部長）と常に連絡をとり、状況を報告するとともに、各課からの報告等に基づく被害の程度により上位体制への移行、防災関係機関等への応援要請が必要と判断した場合は進言を行う。
- (k) 体制の解除は上位体制への移行若しくは警報の解除等、発生が予想された災害にかかる危険が解消されたと認められるときとする。

－留意事項－

①本部班長等へメール連絡を行う際には、福祉課長及び聴覚障害者協会（事前登録者）へも併せて送信します。

②体制設置連絡先

宇佐市消防本部通信指令室	☎32-0119	宇佐警察署警備課	☎32-2131
大分県北部振興局総務課	☎32-1170		

③ 事務処理事項（支所）

- (a) 地域振興課は、勤務時間内においては、警報発表及び体制設置等に関する庁内放送を行う。
- (b) 地域振興課は、危機管理課へ第一次体制配置（要員含む）の連絡を行う。
- (c) 防災担当課及び関係各課は、所属課内において、支所管轄内に関する情報収集を行う。
- (d) 防災担当課及び関係各課は、それぞれの所管事項に係る被害情報を受理した場合には、適切な確認、応急活動を行うとともに、地域振興課及び危機管理課へ報告する。
- (e) 危機管理課長は、災害の状況に応じて配置要員の増減について、関係課長へ指示を出せるものとする。（ただし、状況により地域振興課長が行う。なお、その場合は危機管理課長へ報告を行うものとする。）
- (f) 地域振興課は、危機管理課と常に連絡をとり、状況を報告する。
- (g) 地域振興課長は、防災担当課及び関係各課からの報告等に基づく被害の程度により上位体制への移行、防災関係機関等への応援要請が必要と判断した場合は、総務部長へ進言する。なお、その場合は危機管理課長へ報告を行うものとする。
- (h) 体制の解除は上位体制への移行若しくは警報の解除等、発生が予想された災害にかかる危険が解消されたと認められるときとする。

イ. 第二次体制（災害警戒本部）

① 災害警戒本部の設置

災害警戒本部は、次の場合に本部長（市長）の指示により総務部長が設置する。

■災害警戒本部の設置基準

1. 大分地方気象台が宇佐市に気象業務法の警報を発表し、かつ相当規模の被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき
2. 福岡管区気象台が鶴見岳、伽藍岳に係る噴火警報を発表したとき
3. その他異常な自然現象等により管内に相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、特に災害応急対策を実施する必要があるとき
4. その他、市長が必要と認めるとき

設置基準に該当するときは、速やかに第二次体制を敷き、警戒体制の強化を図る。なお、災害の発生状況（見込み含む）や気象状況に応じて、支所のみ第二次体制を構築することも可能とする。第三次体制要員は自宅等で動員に備える。（常に連絡が取れるようにする。）

② 事務処理事項（全体）

- (a) 総務部長を本部長とする災害警戒本部を設置し、支所及び関係各課と警戒体制を構築する。
- (b) 危機管理課は、警報発表及び体制設置等を本部班長等にメール連絡（個人携帯）を行い、班長は、各副班長へ連絡を行う。
- (c) 危機管理課は、勤務時間内においては職員へ周知（e Gモデル掲示板、庁内放送等）を図る。
- (d) 危機管理課は、宇佐市消防本部及び宇佐警察署並びに大分県北部振興局に第二次体制配置の連絡を行う。
- (e) 関係各課は、警戒体制を敷き、情報収集を行うとともに、状況に応じて次の活動事項に従事する。

■ 第二次体制（災害警戒本部）の活動事項（全体）

課名	活動事項
危機管理課	災害情報の一元的な管理、県及び防災関係機関との連絡調整、災害応急対策方針の作成、総括者からの特命事項等
総務課	情報収集（宇佐地域自治区区長）、災害情報に関する各課間の連絡調整、電話交換、避難所への物資搬入
秘書広報課	ホームページ及びSNSでの情報発信
土木課 耕地課	市内巡回（道路・交通施設等の被害情報収集）
林業水産課	情報収集（漁港）、海面状態の監視
福祉課 介護保険課	情報収集（民生委員、社会福祉施設等）、避難行動要支援者対策
教育総務課 学校教育課 社会教育課	情報収集（学校・社会教育施設管理者）及び連絡調整（臨時休校情報含む）
消防本部	情報収集、必要に応じ広報・警戒

- (f) 関係各課は本部事務局（危機管理課）との連絡を緊密にするため、1名以上の連絡員を常時配置し、原則危機管理センターへ参集する。なお、連絡員の任務は次のとおりとする。
 - (i) 本部の指示及び情報を所属課及び関係事務の所管課へ伝達する。
 - (ii) 被害状況、応急対策の実施状況、その他活動に必要な情報を取りまとめて本部へ連絡する。
- (g) 総務部長は、状況に応じて体制（配置要員の増減含む）を調整し、情報収集及び災害応急対策を総括する。

- (h) 総務部長は、災害対策本部長（市長）と常に連絡を取り、状況を報告するとともに、関係各課からの報告等の状況、程度により上位体制への移行、防災関係機関等への応援要請の可否を進言する。
- (i) 必要に応じて、避難指示等の避難情報を発令する。（災害対策基本法第60条第1項）
- (j) 第二次体制の廃止は第三次体制（災害対策本部体制）又は第一次体制（災害対策連絡室）への移行若しくは発生が予想された災害にかかる危険が解消されたと認められるときとする。

－留意事項－

- ① 関係各課における配置要員数は、原則全担当職員とするが、被害の状況や職員の健康状態等を考慮し、各課長等が調整し、指示する。（必要に応じて他係等からの応援要員を配置する。）
- ② 情報の伝達において電話や防災行政無線での対応が困難であると認められる場合は、消防団及び宇佐両院アマチュア無線赤十字奉仕団等に協力を要請するものとする。

③ 事務処理事項（支所）

- (a) 地域振興課は、勤務時間内においては警報発表及び体制設置等に関する庁内放送を行う。
- (b) 地域振興課は、危機管理課へ第二次体制設置（要員含む）の連絡を行う。
- (c) 関係各課は、警戒体制を敷き、支所管内に関する情報収集を行うとともに、状況に応じて次の活動事項に従事する。

■ 第二次体制（災害警戒本部）の活動事項（支所）

課名	活動事項
地域振興課	情報収集（管轄地域内自治区區長）、災害情報に関する関係各課間の連絡調整
産業建設課	地域巡回（道路・交通施設等の被害情報収集）
市民サービス課	情報収集（民生委員、社会福祉施設等）、避難行動要支援者対策
社会教育課	情報収集（学校・社会教育施設管理者）及び連絡調整
その他	避難所への物資搬入、支所長が指示する事項

- (d) 関係各課は、それぞれの所管事項に係る被害情報を受理した場合には、適切な確認、応急活動を行うとともに、地域振興課及び危機管理課へ報告する。
- (e) 関係各課は本部との連絡を緊密にするため、原則1名以上の連絡員を常時配置するものとする。連絡員の任務は次のとおりとする。
 - (i) 本部の指示及び情報を所属課及び関係する事務の所管課へ伝達する。
 - (ii) 被害状況、応急対策の実施状況、その他活動に必要な情報を取りまとめて地域振興課及び危機管理課へ連絡する。
- (f) 総務部長は、状況に応じて体制（配置要員の増減含む）を調整し、支所長及び関係課長へ指示を出せるものとする。ただし、状況により支所長が行うことができるものとする。なお、その場合は、速やかに総務部長へ報告を行うものとする。
- (g) 地域振興課は、危機管理課と常に連絡をとり、状況を報告する。支所長は、関係各課からの報告等に基づく被害の程度により上位体制への移行、防災関係機関等への応援

援要請が必要と判断した場合は、市長へ進言する。なお、その場合は、速やかに総務部長へ報告を行うものとする。

- (i) 第二次体制の廃止は災害対策本部又は災害対策連絡室への移行若しくは発生が予想された災害にかかる危険が解消されたと認められるときとする。

ウ. 第三次体制（災害対策本部）

■ 災害対策本部の設置基準

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 大分地方気象台が宇佐市に気象業務法の特別警報を発表したとき 2. 市内全域にわたって重大な災害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき 3. その他、市長が必要と認めるとき |
|--|

設置基準に該当するときは、直ちに第三次体制を敷き、災害に備え万全の体制をとる。

- ① 市長を本部長とする災害対策本部を設置し、各対策班体制を構築する。（災害対策基本法第23条第1項）
 - ※連絡及び周知方法は、第二次体制に準じる。
- ② 各対策班は実働体制を整える。
- ③ 消防団に出動命令を出す（応急対策については全段階において出動可能）とともに警察署に出動要請をする。（災害対策基本法第58条）
- ④ 必要に応じて、県知事に自衛隊災害派遣を申請する。（災害対策基本法第70条第1項第3項）
- ⑤ 必要に応じて、避難指示等の避難情報を発令する。（災害対策基本法第60条第1項）
- ⑥ 第三次体制の廃止は第二次体制（災害対策本部体制）又は第一次体制（災害対策連絡室）への移行若しくは発生が予想された災害にかかる危険が解消されたと認められるときとする。

4 市災害対策本部を設置した場合の組織体制

本部長（市長）は、宇佐市災害対策本部設置基準に該当する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において防災の推進を図るため、宇佐市災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

（1）本部の組織

ア. 本部の組織の構成

本部の組織は、以下により構成される（各々の詳細については(8)以下を参照）。

- ① 本部会議
 - 本部長、副本部長、各対策班長、副班長によって構成され、市の災害応急対策の基本方針その他の重要な事項について協議する。
- ② 対策班
 - 各対策班長を長として、各対策班の要員により構成され、別に定める分掌事務に従って具体的な災害応急対策活動を行う。

③ 現地災害対策本部

災害が発生し、特に必要と認められる場合に、本部長が指名した要員によって当該災害地に必要に応じて組織し、情報の迅速な収集・伝達及び被災地の実情を踏まえたきめの細かな対策を行う。

(2) 本部職員

本部職員は、次のとおり区分する。

- ア. 本部長：市長
- イ. 副本部長：副市長、教育長
- ウ. 各対策班長：部長級の職にある者及び消防長
- エ. 各対策副班長：課長級の職にある者及び消防団長
- オ. 各対策班員：職員

(3) 本部長が不在等の場合の責任体制

災害応急対策の最高責任者は、本部長（市長）であるが、本部長が不在等の場合は、副本部長（副市長）、対策班長（総務部長）等の順位でその責務を代行する。

(4) 対策班長が不在等の場合の責任体制

対策班長が不在等の場合は、副班長がその責務を代行する。

(5) 本部の設置及び廃止

- ア. 本部の設置
本部長（市長）は、本部を設置基準により設置する。
- イ. 本部の位置
本部は、市庁舎の危機管理センターに設置し、本部会議も同室にて行う。
ただし、設置場所が、使用に耐えられない場合、市庁舎の他の会議室、消防本部、支所の中から使用可能な場所に同本部を設置する。
また、いずれも使用が困難な場合は、被災を免れた公共施設を第一順位として設置を確保する。

(6) 本部設置の通知

本部を設置したときは、必要な関係機関に通知するとともにその協力を求めることとする。

- ア. 県防災局防災対策企画課
- イ. 県北部振興局（総務部総務班）
- ウ. 県警察宇佐警察署（警備課）
- エ. その他必要と認める防災機関

防災関係機関の連絡先は、宇佐市地域防災計画資料編のとおりである。

(7) 本部の廃止

本部長（市長）は、概ね次の場合に本部を廃止する。廃止した場合、その旨を（6）に準じて関係機関に通知する。

- ア. 当該災害にかかる災害予防及び災害応急対策が概ね終了したと認められるとき。
- イ. 災害警戒本部又は災害対策連絡室が設置されたとき。
- ウ. 発生が予想された災害にかかる危険が解消されたと認められるとき。

(8) 本部会議

本部会議は本部長、副本部長及び各対策班長をもって構成し、災害予防、災害応急対策その他防災に関する重要な事項について協議する。

本部会議は、災害発生時に逐次開催するが、協議事項としては次の点に留意することとする。

- ア. 災害応急対策の重点（優先）項目の決定に関する事項
- イ. 災害応急対策の進捗状況に関する事項
- ウ. 自衛隊の災害派遣要請に関する事項
- エ. 広域応援要請に関する事項
- オ. 県を通じた報道機関による広報に関する事項
- カ. 要配慮者対策の進捗状況に関する事項
- キ. 効果的な組織編成に関する事項
- ク. 災害に伴う迅速な会計処理、財政措置に関する基本方針に関する事項
- ケ. 県への要望事項に関する事項
- コ. 関係機関、業界への要望に関する事項
- サ. その他災害応急対応に必要な事項

(9) 災害対策本部各班の分掌事務

災害対策本部各班の分掌事務は、宇佐市地域防災計画資料編のとおりである。

(10) 現地災害対策本部

本部長（市長）は、激甚な災害が発生し、特に必要と認められる場合に現地災害対策本部を、災害現場における緊急措置が終了するまでの期間設置する。

現地災害対策本部は、原則として災害が発生した地域の公共施設に設置する。

現地災害対策本部には本部との連絡のため通信機器を配置するほか、必要に応じて臨時電話を架設する。

ア. 組織

- ① 現地災害対策本部に、現地災害対策本部長、現地災害対策副本部長、現地災害対策本部員を配置する。
- ② 現地災害対策本部長は、副市長、部長又は課長級の職にある者から、本部長（市長）が指名する。
- ③ 現地災害対策副本部長は、部長又は課長級の職にある者から、本部長（市長）が指名する。
- ④ 現地災害対策本部員等については、現地災害対策本部長が必要に応じ指名する。

イ. 分掌事務

現地災害対策本部においては、各対策班の分掌事務のうち本部長（市長）が必要と認める事項を総合的に処理するが、具体的には次のとおりである。

- ① 被害状況等の調査、確認に関する事項
- ② 市の実施すべき応急措置に関する事項
- ③ その他災害対策に必要な事項

第2節 動員配備

(全班)

災害の発生が予想される場合、又は災害が発生した場合に迅速・的確に災害対策を実施するために必要な職員の動員は、この節に定めるところによって実施する。

1 動員配備方針

職員は、組織体制の配備基準に該当する災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合、動員・配備の指令を待たず、直ちに第1節に基づき設置される災害対策連絡室、災害警戒本部又は災害対策本部の配備につく（夜間、休日等の時間外を含む。）。

なお、配備体制の変更等については、必要に応じて以下に示す「7 動員系統」により動員配備に関する指示を行なうものとする。

2 情報収集方針

局地的大雨が発生し、それに対して迅速に応援体制を確立しなければならない場合も想定して、職員は、自身の責務を理解するとともに、災害が予想される場合には体制の招集を待つだけでなく、気象情報配信サービスの利用やテレビ・ラジオ等による気象情報の収集及び連絡の確保に努め、速やかに体制配置につけるよう情報の確認を行う。

3 動員配備体制

(1) 準備体制

職員は、収集した情報により、動員・配備の指令を待たず、直ちに第1節「組織」に基づき設置される災害対策連絡室の配備につき体制の設置及び収集した情報をとりまとめ、速やかに危機管理課へ報告する。

危機管理課長は情報等を確認し、組織体制の設置と活動を実施する。また、状況に応じ、各対策班長等を通じ、警戒体制要員に連絡し、速やかに上位体制へ移行できるように備える。

(2) 警戒体制

警戒体制は、第1節「組織」に基づき設置される災害警戒本部の要員として指名された職員を動員するものとし、要員の確保は各対策班長等を通じた電話連絡網や職員参集メールによる随時呼び出しにより要員を確保する。

また、状況に応じ、各対策班長等を通じ、予め、各部課局等において定めた電話連絡網等により職員へ連絡し、速やかに上位体制へ移行できるように備える。

(3) 非常体制

非常体制は、市職員全員を動員するものとし、各対策班長等を通じ、各部課局等の電話連絡網等による呼び出しにより要員を確保する。

4 勤務時間外の参集にあたっての留意事項

(1) 災害の状況により所属に参集できないときの対応

災害の状況により所属に参集できない場合は、次の施設へ参集し、当該機関の長又は当該機関の長が指定する職員の指揮下に入り、その指示に従う。

なお、その旨を所属上司に報告し、可能な限り早い時期にそれぞれの所属に出勤する。

- ・第2の参集場所：最寄の支所、出張所
- ・第3の参集場所：最寄の小学校

(2) 参集途上の対応

ア. 参集途上にあつては、災害情報の収集に留意することとし、被害の有無に関わらず所属長に報告する。なお、本報告は、調査をしながらの参集を意味するのではなく、迅速な参集を第一とし、その範囲で把握した情報を報告するというものである。

イ. 参集途上において、負傷者や火災等を発見したときは消防署や警察署に連絡し、当該現場付近の者に引継ぎを行なってから参集するものとする。ただし、火災や家屋の倒壊等、地域での災害が甚大な場合には、人命救助や消火活動など地域での活動を優先するものとし、その場合には所属長等に逐次状況報告を行い、地域での救助活動等に参加するものとし、事態が収束でき次第、直ちに参集するものとする。

5 参集状況に応じた要員の配備方針

要員が不足した場合については、それぞれの分掌事務に拘束されない柔軟で実効性のある応急対策活動を確保するため、本部対策班は総務課と連携のうえ、参集の状況に応じて、次の基準により要員の配置転換等を行う。

(1) 市役所機能全壊

登庁した職員が順次、予め定められた分掌事務の要員として応急対策活動にあたるが、「第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動」に必要な要員を最優先として配置する。

(2) 市役所機能一部損壊

各対策班長の指揮の下で「第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動」にあたる要員の重点配分を行う。

(3) 市役所機能支障なし

各対策班は、分掌事務に従って応急対策活動を行うこととし、その進捗状況を勘案し、必要に応じて要員の最適な配分を図る。

6 参集した職員の家族の安否確認

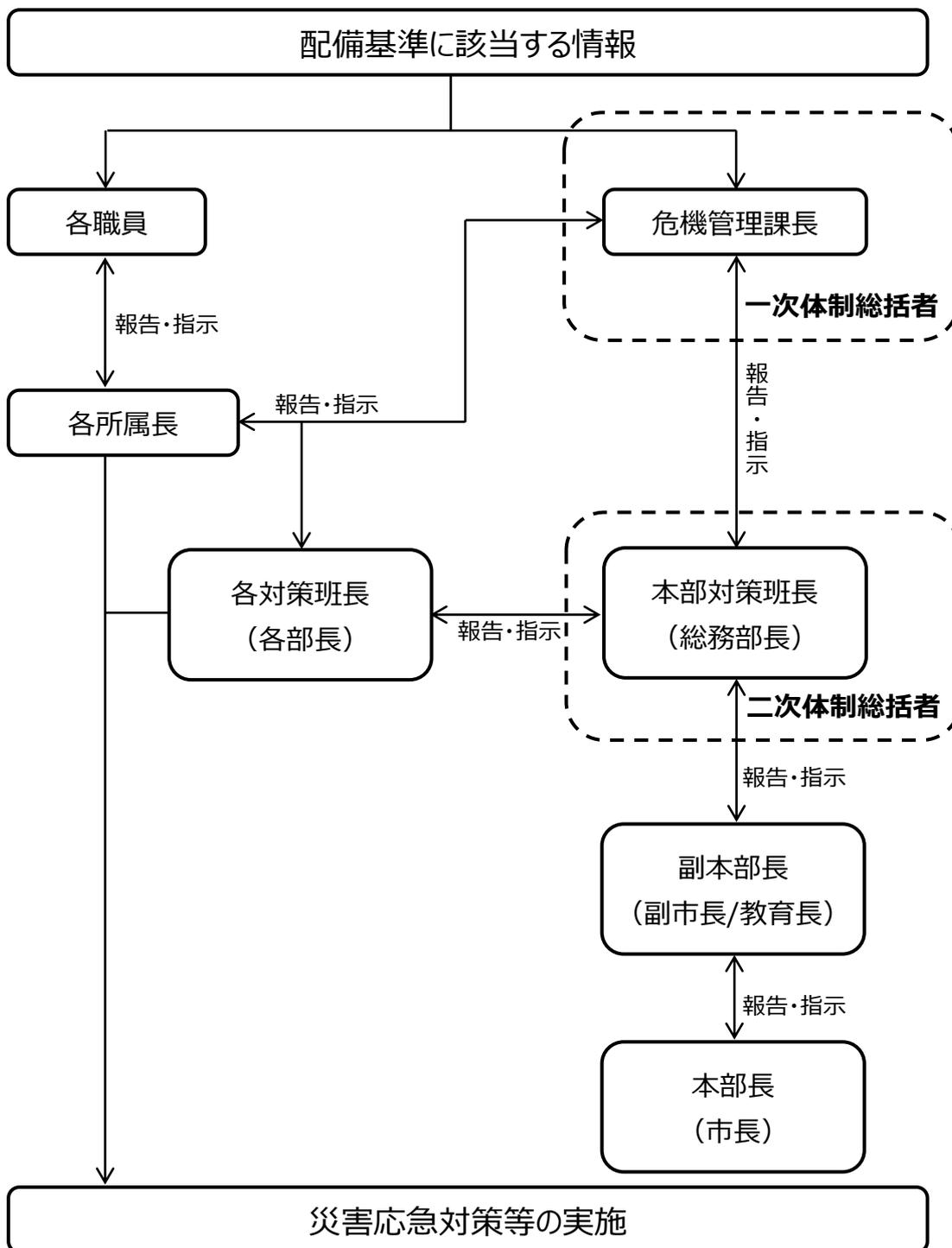
発災時に家族と離れていた職員は、参集途上又は参集初期の段階で、速やかに家族の安全確認を行う。

7 動員系統

(1) 勤務時間内

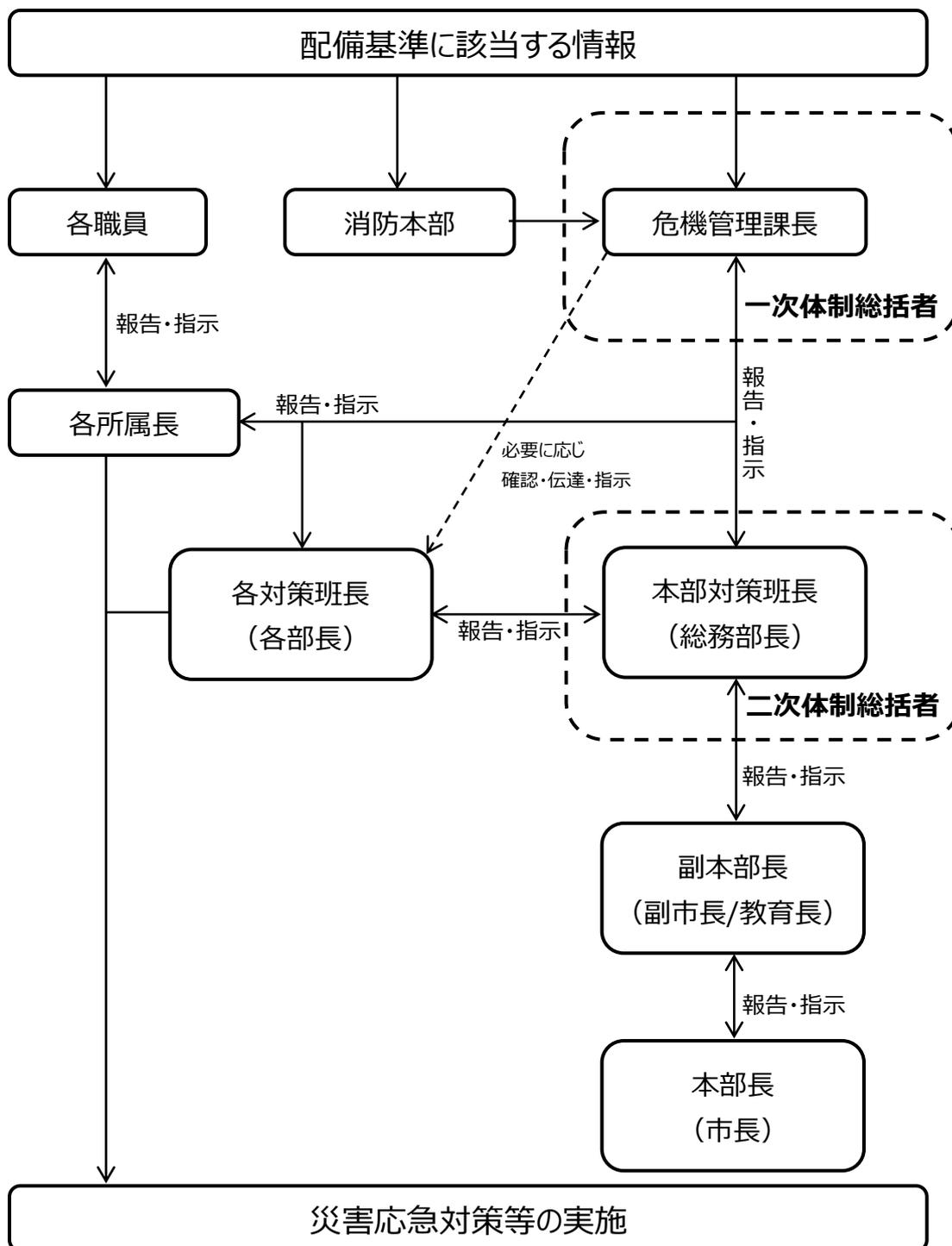
職員は、勤務時間内に組織体制の配備基準に該当する災害等が発生し、又は発生するおそれがある情報を入手したとき、動員・配備の指令を待たず、直ちに設置基準に基づき各自配備を行い、体制の設置及び収集した情報を速やかに危機管理課へ報告するとともに活動を実施する。

危機管理課長は情報等を確認し、本部長（市長）へ本部対策班長を通じ報告及び体制の確認を行ったのち、確認配備体制を庁内ネットワーク等により伝達するとともに、必要に応じ各対策班長を通じ、災害対策本部ないし、災害警戒本部又は災害対策連絡室の班員に連絡し、組織体制の設置と活動を実施する。また、配備体制の変更についても同様とする。



(2) 勤務時間外

- ア. 各部課局長は、予め定めた連絡計画により、速やかに所属職員を招集するものとする。
- イ. 職員は、組織体制の配備基準に該当する情報を入手したとき、直ちに登庁し配備につくものとする。
- ウ. 組織体制の配備基準により職員が登庁してきた場合は、体制の設置及び収集した被害状況等について、危機管理課へ報告する。
- エ. 危機管理課長は情報等を確認し、本部長（市長）へ本部対策班長を通じ報告及び体制の確認を行ったのち、必要に応じ各対策班長を通じ災害対策本部ないし、災害警戒本部又は災害対策連絡室の班員に連絡し、組織体制の設置と活動を実施する。また配備体制の変更についても同様とする。



第3節 通信連絡手段の確保

(本部対策班、建設対策班、消防対策班、両支所対策班)

災害時において、防災関係機関が災害を防御し、又はその拡大を防止するために必要な通信連絡手段の確保については、この節に定めるところによって実施する。

1 通信連絡手段確保の基本方針

災害に際し、必要とする通信連絡の方法を確立するため、市の保有する通信連絡手段の確保に万全を期すとともに、市以外が保有する通信連絡手段を必要に応じて利用できる体制を講じることとする。

2 公衆電気通信設備の利用

(1) 加入電話の利用

本部対策班は、災害に際して必要があると認めるときは、市内電話及び衛星携帯電話から災害通信専用電話を指定するものとする。

■ 宇佐市役所における災害時優先電話番号

設置個所	電話番号
総務課行政係	
危機管理課長	
危機管理課防災係	
県防災用内線	

3 専用通信施設の利用

県及び県内他市町村との災害通信は、大分県防災情報システム等を利用するものとする。

4 九州総合通信局や移動通信事業者等との連携

通信連絡手段の確保に万全を期すため、状況等に応じ、総務省九州総合通信局や移動通信事業者（NTT、ドコモ等）に要請を行い、移動通信機器（衛星携帯電話や簡易無線、MCA無線等）を被災地等に搬入・供給し、災害情報の収集、伝達や関係機関との連絡調整を行うものとする。

また、災害時専用携帯電話を市長、副市長、総務部長、危機管理課長は所持する。

5 その他の方法による通信

主として公衆電気通信設備の利用ができない状態になった場合で通信の内容が緊急で特別を要するものであるときは、次の専用通信設備の管理者との事前の協議に基づき、その設備を利用した情報伝達の取り扱いを依頼する。

- (1) 警察通信設備
- (2) 九州電力通信設備
- (3) JR通信設備

6 無線通信設備の利用

有線通信設備又は防災行政無線設備を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難なときは、警察無線、九電無線又はJR通信設備等、その他の無線通信設備の管理者と協議し情報伝達の取り扱いを依頼するものとする。

7 非常通信措置

有線通信の途絶、その他緊急必要な場合は、県に対し移動無線の臨時配置を要請する。

また、大分地区非常無線通信協議会（大分県庁防災危機管理課内無線電話 7-11-200-204、206）に非常無線の発動を要請して、関係機関との連絡を確保する。

市が保有する衛星携帯電話の配備状況は、宇佐市地域防災計画資料編のとおりである。

第4節 気象庁が発表する風水害に関する情報の収集及び関係機関への伝達等

(本部対策班、建設対策班、消防対策班、両支所対策班)

気象庁が発表する気象、水防、火災等に関する予警報の収集・伝達については、この節に定めるところによって実施する。

1 基本方針

大雨が予想され、また台風の接近などが予想されるとき大分地方气象台から発表される防災気象情報については、県防災局防災対策企画課より防災情報システムを通じて入手するほか、西日本電信電話株式会社を通じた気象警報伝達票及び携帯電話での気象情報配信サービス等の受信によるほか、テレビ、ラジオ、インターネット等を通じて気象情報を入手するものとする。

市は、日頃から防災気象情報の内容に十分留意し、市民の生命・財産への被害を最小限とする体制を整える。

また、大分地方气象台及び県土木建築部砂防課は、大分県と气象台が共同して行う「土砂災害警戒情報に関する協定」に基づき、大雨による土砂災害発生危険度が高まったとき、土砂災害警戒情報を発表する。

2 市の措置

市は、大分地方气象台等から特別警報、警報、注意報、気象情報を入手し、防災上必要と認める場合、設置基準に基づく組織体制により情報収集を行うとともに、無線、有線のあらゆる通信機能を活用し、安全対策の広報と各地域の被害状況や対策状況の情報収集・伝達を行う。

3 気象情報の概要

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、さらに警報の発表基準をはるかに超える豪雨等が予想され重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、県内の市町村ごとに発表される。また、大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

(1) 特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準

特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準は、宇佐市地域防災計画資料編のとおりである。

(2) 気象予報・警報等の伝達系統

大分地方气象台が、気象業務法等に基づき、特別警報、警報、注意報、気象情報を発表し、防災関係機関及び報道機関に伝達する伝達系統は、宇佐市地域防災計画資料編のとおりである。

4 指定河川（駅館川水系）洪水予報の伝達

（1）基本方針

河川管理者は、河川の増水や氾濫などに対する水防活動のため、あらかじめ指定した河川については、区間を決め水位を示して警報及び注意報を発表する。

宇佐市における対象河川は駅館川水系であり、大分県河川課と大分地方気象台が共同で下表の標題により発表する。

これらの洪水予報については、発表機関及び伝達を受ける関係機関において、情報の迅速、的確な収集・伝達を行い、市民への生命・財産への被害を最小限とするため必要な体制を整える。なお、市及び関係県土木事務所は、洪水予報が発表された場合、被害の未然防止、拡大防止のための住民への呼びかけを行う。

指定河川洪水予報

種類	標題	概要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	

【駅館川洪水予報】

水防法及び気象業務法に基づき、大分県河川課と大分地方気象台が共同して行うもの。

ア. 駅館川洪水予報実施区域

駅館川	左岸：大分県宇佐市大字山本字ムクノ垣 1735 番地先から河口まで 右岸：大分県宇佐市大字上拝田字筒井 735 番地先から河口まで
-----	--

基準地点における発表基準の水位は次のとおりである。

発表基準(種類)	基準地点	駅館川
		別府橋
氾濫注意水位(注意報基準)		2. 6 0 m
避難判断水位(警報基準)		3. 6 0 m
氾濫危険水位(警報基準)		4. 4 0 m

イ. 基準地点(注・警報を発表する際の基準とする水位観測所)の位置

駅館川	別府橋	宇佐市大字別府字川原 561-32
-----	-----	-------------------

(2) 洪水予報の伝達系統

洪水予報の伝達系統は、宇佐市地域防災計画資料編のとおりである。

第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達

(全班)

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害に関する情報（避難、交通規制等応急措置の実施状況等）及び被害に関する情報は、この節に定めるところにより収集し、伝達する。この場合、情報の収集・伝達を迅速かつ正確に行い情報の一元化を図るため、市、県機関（災害対策本部を含む。）は、災害対応支援システムを活用する。

1 災害情報・被害情報の収集責任体制

災害が発生し又は発生するおそれがある場合、市は市内関係機関等の協力を求めて積極的に避難、交通規制等応急措置の実施状況等（以下「災害情報」という。）及び人的被害、住家被害等（以下「被害情報」という。）を調査収集する。また、市内の関係機関は自ら調査収集し、市に報告する。市はこれらの情報を集約して、随時、県及び必要に応じて関係機関に報告するものとする。

2 災害情報・被害情報の調査、収集、報告

(1) 災害情報・被害情報の調査

ア. 災害情報・被害情報の調査分担

災害情報・被害情報の調査は、次に掲げる分担により関係機関及び関係団体の協力を得て、実施するものとする。

担当班	協力団体	調査事項
本部対策班	各対策班	被災状況及び応急対策状況の総括
市民生活対策班	自治委員、所管施設管理者	人的被害及び住家被害
福祉保健対策班	医師会、民生委員、所管施設管理者	人的被害及び医療・衛生関係被害、社会福祉関係被害
経済対策班	農協、漁協、森林組合、商工会議所、商工会	農林水産関係被害、商工鉱関係被害
建設対策班	県土木事務所、大分県建設業協会宇佐支部、宇佐市管工事組合	土木水道関係被害
教育対策班	学校施設管理者	教育関係被害
支所対策班	支所管内自治委員	支所管内の被害情報
消防対策班	消防団（21箇分団）	消防関係に必要な応急対策状況の総括

イ. 収集した情報を必要に応じ随時、県へ報告する。

(2) 災害情報・被害情報の収集

ア. 災害情報・被害情報の収集

各対策班は、災害情報・被害情報、人命救出に関する情報、火災鎮圧に関する情報等、各対策班の初動対応に必要な情報及び自衛隊災害派遣要請や広域応援要請の判断に必要な情報を初動期災害情報として収集する。

なお、初動期においては、被害の全体像を早期に把握し、迅速な対応に資するため概括的な情報もあわせて収集し、整理の上図面に記載するとともに被災データを取りまとめる。

イ. 災害情報・被害情報の整理

集まった災害情報・被害情報は、二重処理をしないよう注意して整理し、図面と合わせて本部対策班に報告する。

ウ. 参集情報

勤務時間外の場合、職員は参集途上の被災状況を頭にとどめ、登庁後に関係部課に報告する。

(3) 災害情報・被害情報の報告

本部対策班は下記に該当する災害について、災害情報・被害情報及び応急措置の実施状況等を県に報告する。

ア. 報告の基準

① 一般基準

- (a) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (b) 市が災害対策体制(第2部第2章第1節「組織」に基づく体制)を設置したもの
- (c) 災害が2県以上にまたがるもので、1の県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

② 個別基準

- (a) 気象庁が市域を含む地域に特別警報を発表したもの

③ 社会的影響基準

- ①一般基準、②個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

イ. 報告要領

本部対策班は、被害状況報告を受けた場合には「災害対策基本法第53条第1項」並びに消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領(昭和45年4月10日付消防防第246号)及び火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付消防防第267号)により、災害の状況及びこれらにとった措置について、災害対応支援システムにより県に報告する。

なお、災害対応支援システムが使用できない場合は、防災行政無線回線等を用いて、電話やFAXにより報告する。

① 災害概況即報

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合及び災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(第1報で死傷者の有無、火災の発生の有無等を報告する場合)に報告する。

第1報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。人的及び家屋被害に重点を置いて報告する。

② 被害状況即報

災害による被害を覚知した場合は直ちに報告し、以後判明したものから逐次報告する。

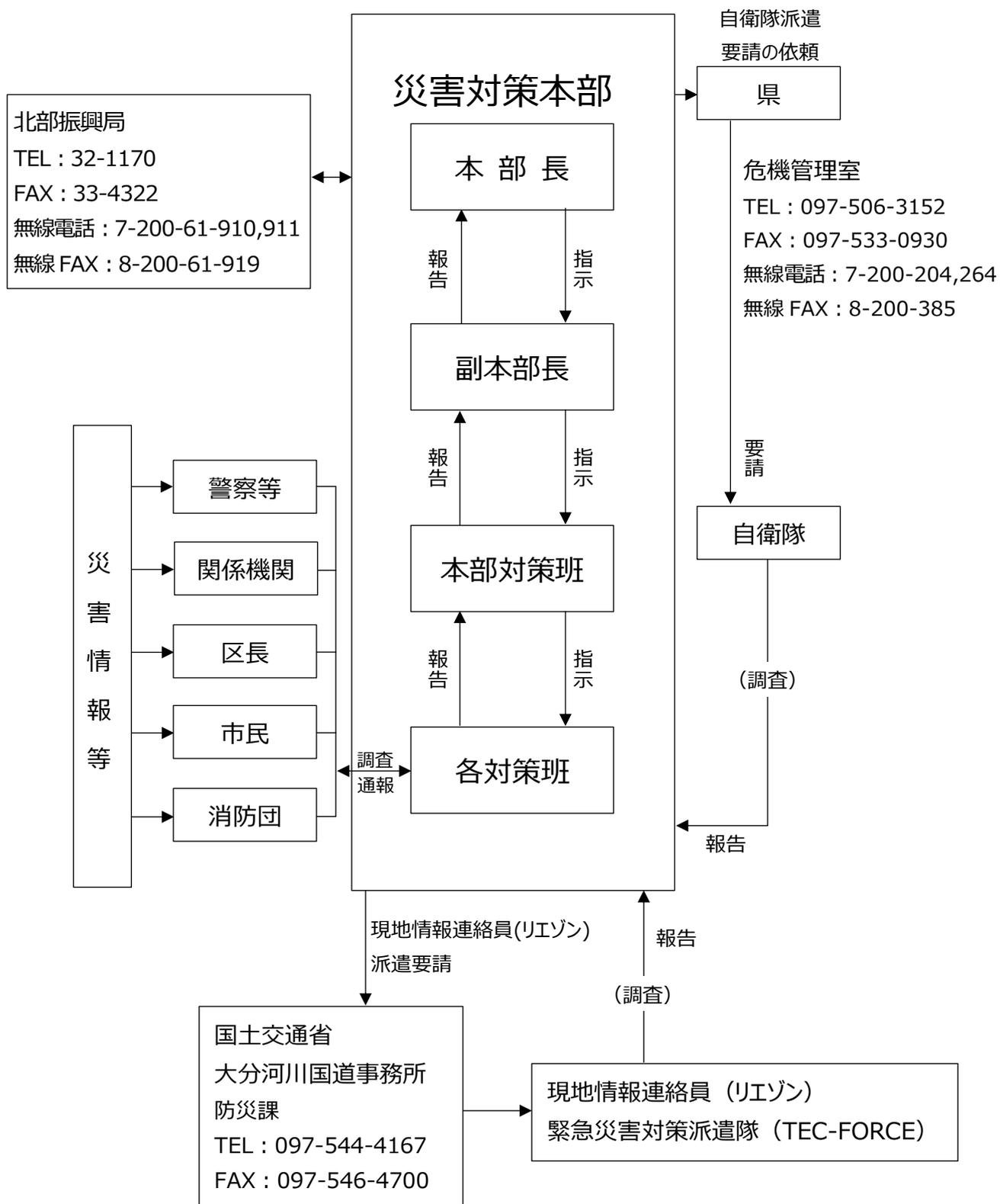
③ 災害年報

毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況を、翌年4月に報告する。

④ 県担当課への被害状況報告

県庁各課が示した所定の様式により、市の関係課から報告する。

■ 被害状況の緊急把握図



第6節 災害救助法の適用及び運用

(福祉保健対策班)

災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用とこれに基づく必要な救助は、この節に定めるところによって実施する。

1 基本方針

「災害救助法」に基づく救助については、大分県地域防災計画に基づき県知事が実施するが、最も緊急を要する救助並びに県で実施することが困難であると認められるものについては、県知事が救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすること（以下「救助の委任」という。）ができる。また、市長は救助の委任がない場合においても、県知事の行う救助業務について、全面的に補助するものとする。

2 適用手続

被害が次項の適用基準のいずれかに該当し、又は該当すると予測される場合は、福祉保健対策班は、直ちにその旨を県に報告するとともに、被災者が現に救助を必要とする状態にある場合は、「災害救助法」の適用を申請する。

3 災害救助法適用基準

- (1) 第5節で情報収集した被害が次の程度に達し、かつ、被災者が現に救助を要する状態であると認められるときは、知事に対し災害救助法の適用を要請し、これに基づいて応急救助を実施する。

ア．住家が滅失した世帯の数が当該市町村の人口に応じ次の世帯以上であるとき。

官報に公示された最近の国勢調査人口区分	5,000人未満	5,000人以上 15,000人未満	15,000人以上 30,000人未満	30,000人以上 50,000人未満	50,000人以上 100,000人未満	100,000人以上 300,000人未満	300,000人以上	備考
滅失した世帯(生活を1にした実際の生活の単位の数)	30	40	50	60	80	100	150	

(注) 被害の認定基準

- ① 被害の認定は、災害救助法適用の判断のみならず、救助の実施に当たり、その種類、程度及び期間の決定にも重大な影響を及ぼすものであるから適正に行わなければならない。
- ② 「住家」とは、現実とその建物を居住のため使用しているものをいい、必ずしも1戸の建物に限らない。例えば炊事場、浴場又は便所が別であったり、離座敷が別であるような場合にはこれら生活に必要な部分の戸数は、合わせて一戸とする。また、社会通念上、住家と称せられる程度のものであることを要しない、例えば、一般に非住家として取扱われる土蔵、小屋等であっても、現実に住家として人が居住しているときは、住家に入れるべきである。
- ③ 「世帯」とは、生計を一つにしている実際の生活単位をいう。従って、同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然二世帯となるわけである。また、マンションのように1棟の建物内で、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれをひとつの世帯として取扱う。
- ④ 「全壊（焼）」、「流出」とは、住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全体が倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素（住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。半壊（焼）の場合も同様。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもをいう。
- ⑤ 「半壊（焼）」とは、住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的損失を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもをいう。
- ⑥ 「床上浸水」とは、④及び⑤に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものをいう。
- ⑦ 「床下浸水」とは、浸水がその住家の床上以上に達しない程度のもをいう。
- ⑧ 「一部損壊」とは、住家の損壊程度が半壊に達しない程度のもをいう。
- ⑨ 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なものをいう。
- ⑩ 「行方不明」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがあるものをいう。
- ⑪ 「重傷者」とは、災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、1月以上の治療を要する見込みの者をいう。
- ⑫ 「軽傷者」とは、災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける見込みのあるもののうち、1月未満で治療できる見込みの者をいう。

イ. 県内の市町村ごとの滅失被害世帯の合計が 1,500 世帯以上となり、かつ当該市町村の人口に応じ住家の滅失した世帯の数が次の世帯以上であるとき。

官報に公示された最近の国勢調査人口区分	5,000 人未満	5,000 人以上 15,000 人未満	15,000 人以上 30,000 人未満	30,000 人以上 50,000 人未満	50,000 人以上 100,000 人未満	100,000 人以上 300,000 人未満	300,000 人以上	備考
滅失した世帯(生活を1にした実際の生活の単位の数)	15	20	25	30	40	50	75	

ウ. 県下の滅失被害世帯数の合計が 7,000 世帯以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数であるとき。

エ. 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする、内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。

(内閣府令で定める特別の事情)

災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とするとき。

(例)

- ① 被災世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とするとき。
- ② 有毒ガスの発生又は放射性物質の放出等のため、被災者の救出が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とするとき。

(2) 多数の者が生命また身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき。

(内閣府令で定める基準)

- ① 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- ② 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊な補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊な技術を必要とすること。

(例)

- (a) 船舶の沈没あるいは交通事故により多数の者が死傷した場合。
- (b) 交通路の途絶のため多数の登山者が放置すれば飢餓状態に陥る場合。
- (c) 火山爆発又は有毒ガスの発生等のため多数の者が危険にさらされている場合。
- (d) 群衆の雑踏により多数の者が死傷した場合。
- (e) 炭鉱爆発事故のため多数の者が死傷した場合。
- (f) 豪雪により多数の者が危険状態となる場合。
- (g) 離島であって長期の干害により海上輸送以外の方法で飲料水を確保することができない場合。
- (h) 山崩れ、がけ崩れにより多数の住家に被害が生じ、かつ、多数の者が死傷した場合。

- (3) 災害が発生するおそれがある場合において、国が特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部を設置し、告示された当該本部の所管区域に大分県が含まれ、市の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあるとき。

4 災害救助実施体制

(1) 体制

具体的な体制は、本計画の該当節に記載するが、おおむね次の体制で災害救助を実施する。

ア. 災害対策本部

応急救助の実施について総括的な調整及び指導を行うとともに必要に応じて県の応急救助の支援・指導を求める。

イ. 関係部局

災害対策本部の指示の下、県に対して応急救助の実施について必要な情報収集、技術面等の指導、助言その他の協力を求めるものとする。

ウ. 福祉保健対策班

災害救助法に基づく事務処理を行う。

5 応急救助の実施基準

(1) 救助の程度及び期間

救助の程度及び期間は、宇佐市地域防災計画資料編のとおりである。

(2) 応急救助の委任

ア. 知事は、必要な場合、救助の実施に関する事務の一部を市長に委任することができる。

イ. 情報提供

- ① 救助の実施に関する事務の一部を委任されている市においては、救助の実施にあたる消防対策班長は、救助実施記録日計票の1部を、福祉保健対策班長に提出するとともに1部は自己の控えとして保管しておくものとする。ただし、災害の態様、規模等によっては交通が途絶して集落が孤立し提出できない場合も予想されるので、このような場合には、取りあえず救助種類毎に次の事項を電話等の方法により情報提供し、後日その間の救助実施記録日計票を整理のうえ一括提出しても差し支えない。

(救助の種類)	(情報提供事項)
避難所の設置	箇所数、避難人員
応急仮設住宅の設置	設置(希望)戸数
炊出しその他による食品の供与	箇所数、給食数、給食人員
飲料水の供給	対象人員
被服寝具その他生活必需品の給与	主なる品目別給与点数及び給与世帯数

(救助の種類)	(情報提供事項)
医療及び助産	班数、医療機関数、患者数、分娩者数
災害にかかった者の救出	救出人員、行方不明者数
災害にかかった住宅の応急修理	対象世帯数
学用品の給与	小、中学、高等学校等別対象者数及び給与点数
埋葬	埋葬数
遺体の搜索	遺体の取扱い数
障害物の除去	対象世帯数

- ② 各班長は、各責任者から提出された救助実施記録日計票又は報告事項を取りまとめ、その結果を福祉保健対策班長へ報告する。ただし、災害発生直後にあつては、救助の実施の全貌が掌握できない場合もあるので、このような場合には判明している範囲内の救助の実施状況のみでも差し支えない。
- ③ 福祉保健対策班長は、各班長からの報告を救助の種類別に整理して委任されている救助の実施状況を掌握するとともに、その日の分を取りまとめて取りあえず電話等により県へ情報提供し、後日文書をもって情報提供するものとする。
- ウ. 委任を受けた応急救助費の繰替支払
市長は、委任を受けた応急救助費の繰替支払を行うものとする。

第7節 県への応援要請

(本部対策班)

災害に際し、市行政の中核が被害を受けその機能が麻痺した場合等に県へ応援を要請することについては、この節に定めるところによって実施する。なお、災害時に市が受援を要する業務やその必要人数及び県や応援可能市町村の応援可能人数について、平常時から市と県の間で情報を共有し、災害時に備えることとする。

1 県との相互連絡

市は、県と相互に密接な連絡を保ち、災害対策の迅速・適切な推進に努めるものとする。

- (1) 県が災害対策本部及び地区災害対策本部を設置した場合、常に密接な連絡を保ち、協力して災害対策に万全を期するものとする。
- (2) 市が災害対策本部を設置した場合、速やかに県へ報告するとともに、被害情報等の共有を図り、常に密接な連絡を保ち、協力して災害対策に万全を期するものとする。

2 県に対する応援要請

本部長（市長）は、応急措置を実施するにあたり必要があると認めるときは、県に対し次の事項を記載した文書をもって応援の要請を行う。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又はその他最も迅速な方法により行い事後速やかに文書を提出するものとする。

また、個別に他市町村に対し応援要請をするいとまがなく、一括して知事に対して行う応援要請も同様とする。

(1) 応援要請時に記載する事項

- ア. 災害の状況
- イ. 応援（応急措置の実施）を要請する理由
- ウ. 応援を希望する物資、資機材等の品名及び数量
- エ. 応援（応急措置の実施）を必要とする場所
- オ. 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- カ. その他必要な事項

(2) 職員派遣要請時に記載する事項

- ア. 派遣を求める理由
- イ. 派遣を求める職員の職種別人員
- ウ. 派遣を必要とする期間
- エ. その他必要な事項

(3) 災害応急措置に必要な職員の受け入れ

「大分県及び市町村間の災害時相互応援協定書」に基づき、県から応急措置に従事する職員の派遣があった場合は、市災害対策本部の本部対策班に受け入れ活動が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な情報の共有と活動場所の確保を行うものとする。

3 県による代行措置

県は、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合に、災害対策基本法第73条の規定に基づき、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、①警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、②他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに③現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、市に代わって行うものとする。

第8節 広域的な応援要請

(本部対策班)

大規模災害が発生し、市単独では応急対策等の実施が困難と認められる場合は、あらかじめ締結した応援協定に基づき、この節に定めるところにより迅速・的確な応援要請の手続きを行う。

また、大規模かつ広域的な災害が発生した際に、迅速かつ適切な応急措置を講じるため、広域的な防災体制の確立を推進していくこととする。

1 関係機関との相互連絡

市は、防災関係機関と相互に密接な連絡を保ち、災害対策の迅速・適切な推進に努めるものとする。

- (1) 大分県災害対策本部及び宇佐地区災害対策本部が設置された場合、常に密接な連絡を保ち、協力して災害対策に万全を期するものとする。
- (2) 県下他市町村、県外応援協定締結市町、大分県市長会、国（九州地方整備局等）と密接な連絡を保ち、これら機関と協力して災害対策に万全を期するものとする。

2 応援要請の範囲

応援要請の範囲は、概ね次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣
- (2) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びに必要な資機材の提供
- (3) 救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 救援、救助活動に必要な車両等の提供
- (5) その他応援のため必要な事項

3 応援要請

本部長（市長）は、応急措置を実施するにあたり必要があると認めるときは、指定地方行政機関等、他市町村に応援を要請する。

(1) 指定地方行政機関等に対する職員派遣要請

指定地方行政機関に対して職員の派遣を要請する場合は、次の事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭その他最も迅速な方法により行い事後速やかに文書を提出するものとする。（根拠法令：「災害対策基本法第29条第2項」）

- ア. 派遣を要請する理由
- イ. 派遣を要請する職員の職種別人員数

- ウ. 派遣を必要とする期間
- エ. 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ. 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

(2) 県に対する職員派遣の斡旋の要求

県知事に対し、指定地方行政機関、特定公共機関、他地方公共団体、特定地方公共団体の職員の派遣の斡旋を求めるときは、次に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。

ただし、緊急の場合は、口頭その他最も迅速な方法により行い事後速やかに文書を提出するものとする。（根拠法令：「災害対策基本法第30条第1項、第2項」）

- ア. 派遣の斡旋を求める理由
- イ. 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数
- ウ. 派遣を必要とする期間
- エ. 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ. 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣の斡旋について必要な事項

(3) 他市町村に対する応援要請

- ア. 協定に基づく応援要請
災害時の相互応援協定を締結した市町村に対する応援の要請は、別に定める協定に基づき行う。
- イ. その他の応援要請
他市町村に対する応援の要請は、県に対する応援要請に準じて行う。（根拠法令：「災害対策基本法第67条」、「地方自治法第252条の17」、「水防法第23条」、「消防組組法第39条」）

(4) 緊急消防援助隊の応援要請

本部長（市長）は、被害の状況、市の消防力及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断した場合は、速やかに県知事に対して緊急消防援助隊の出動の要請を行う。

4 応援の受入れ体制

(1) 受入れ体制の整備

本部対策班は、要請と同時に応援部隊の受入れ体制を整備する。

(2) 受入れ体制の内容

受入れ体制の主な内容を以下に示す。これ以外の必要な項目は、必要に応じ臨機応変に判断する。

- ア. 要請及び応援活動の記録
 - ① 要請先、要請時間、要請内容
 - ② 回答内容、回答時間

- ③ 応援部隊の到着時間、人員、責任者の氏名・連絡先
- ④ 活動（滞在）期間、自立度（食糧、飲料水、宿泊施設）
- ⑤ 搬入物資内容・量、返却義務の有無
- ⑥ 応援活動実績記録（事故等の記録を含む）
- ⑦ 撤収日時

イ. 応援部隊の活動計画

要請した応援部隊に対して、どこで、何を、いつまで応援活動を要請するか等、応援部隊の活動計画を作成する。

ウ. 食料、飲料水、宿泊施設等の準備

要請する応援部隊は自己完結型が原則ではあるが、応援部隊に不足するものがあれば、例えば、必要最低限の食糧、飲料水、宿泊施設、待機場所、駐車場等を準備することとする。

（3）経費の負担

応援に要した経費は、原則として応援を受けた市の負担とする。

5 九州地方整備局職員の受け入れ

「宇佐市における大規模な災害時の応援に関する協定」に基づき、九州地方整備局から現地情報連絡員（リエゾン）の派遣があった場合は、市災害対策本部の本部対策班に受け入れ、道路、河川、砂防及び港湾施設等の国土交通省所管施設（直轄施設を除く。）の被害状況調査、情報連絡網構築等の災害応急措置及び防災ヘリコプター、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）、災害対策用機材（衛星通信車、照明車、排水ポンプ車、遠隔操縦装置、応急組み立て橋等）の活用判断が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な情報の共有と活動場所の確保を行うものとする。

6 被災自治体への応援

被災した自治体から災害応急措置の実施について応援要請があった場合は、自らの応急措置の実施に支障がない限り、努めて協力又は便宜を供与するものとし、応援を行う場合には、直ちに職員を動員し、応援隊を組織し、又は物資等を整備し指揮者を定めて必要な指示を行い指定された場所に急行させるものとする。

7 締結している応援協定

現在締結している応援協定及び応援協力体制は、宇佐市地域防災計画資料編のとおりである。

第9節 自衛隊への災害派遣要請

(本部対策班)

災害に際して人命又は財産の保護のため、特に必要があると認められるときは、この節に定めるところにより自衛隊法第83条の規定に基づき、知事に対し、自衛隊の災害派遣の要請を依頼する。

1 自衛隊の災害派遣

知事等（知事、第七管区海上保安本部長、大阪航空局大分空港事務所長）は災害が発生し又は災害が発生するおそれがあり人命及び財産を保護するため必要があると認めるときは、防衛大臣（自衛隊指定部隊の長）に対し災害派遣を要請できる。

自衛隊指定部隊の長は、災害派遣の要請を受け、事情やむを得ないと認める場合に部隊等を派遣できる。なお、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがない場合、自衛隊指定部隊の長は要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等の派遣を行う。

その場合の判断基準は、次のとおりとする。

○自衛隊の自主派遣の判断基準

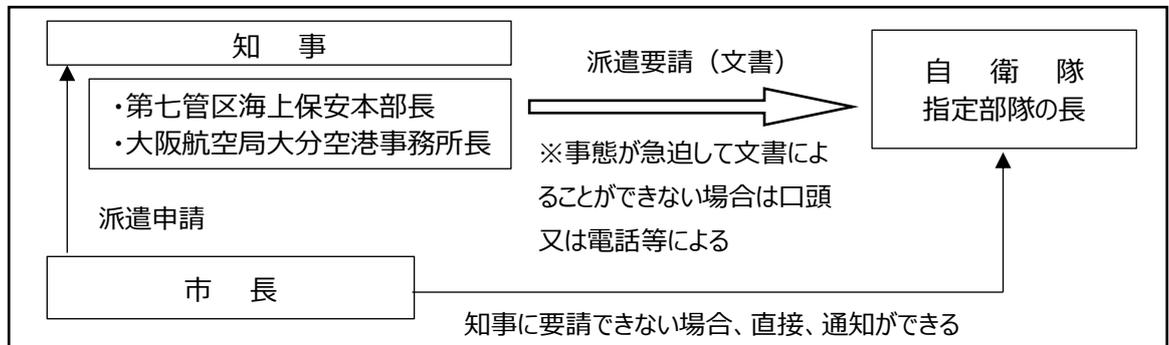
- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。例えば、通信の途絶等により、部隊等が知事等と連絡が不能である場合に、
 - ア. 市町村長又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報（災害対策基本法第68条の2第2項の規定による市町村長からの通知を含む。）を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。
 - イ. 部隊等による収集、あるいはその他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。
- (3) 海難事故、航空機の異常を探知する等、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- (4) その他災害に際し、(1)～(3)に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

※ (1)～(4)の場合においても、自衛隊指定部隊等の長は、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。また、自主派遣の後に、知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

2 自衛隊の災害派遣要請系統及び派遣要請先等

本市に係る自衛隊の災害派遣要請系統及び派遣要請先、要請連絡先等は、次のとおりである。

(1) 自衛隊の災害派遣系統図



(2) 要請先等

災害派遣要請先及び要請連絡先は、宇佐市地域防災計画資料編のとおりである。

3 市の自衛隊の災害派遣のための措置

(1) 災害派遣の要請

- ア. 本部長（市長）は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の災害派遣を要請するよう求めることができる。この場合において、本部長（市長）は、その旨及び市の地域に係る災害の状況を防衛大臣又は最寄りの駐屯地司令の職にある部隊等の長へ通知することができる。
- イ. 本部長（市長）は、知事に対して災害派遣の要請を求められない場合は、その旨及び市の地域に係る災害の状況を防衛大臣又は最寄りの駐屯地司令の職にある部隊等の長に通知することができる。
- ウ. 本部長（市長）は、ア・イの通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

(2) 派遣要請の方法

知事に対し災害派遣の申請をしようとするときは、次の派遣要請事項を明示した派遣申請書を知事あてに提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合の申請は電話等を使用して行い、その後速やかに文書を提出する。

- ア. 災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ. 派遣を希望する期間
- ウ. 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ. その他参考となるべき事項（宿泊施設の有無、道路橋梁の決壊に伴う迂回路の有無、救援のため必要とする資機材の有無、駐車適地、ヘリポート適地の有無等）

(3) 市における派遣部隊の受入体制

市は、次の事項について処置し、派遣部隊に協力するものとする。

ア. 資機材の提供

派遣部隊の救援作業に必要とする資機材を速やかに調達し提供するものとする。

イ. 連絡調整員の指定

本部長（市長）は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため本部対策班員（危機管理課職員）を連絡調整員として指定し、県から連絡調整員が派遣された場合は当該職員とも連携しながら迅速・的確な自衛隊の災害派遣業務を実施するものとする。

ウ. 宿舎のあっせん

派遣部隊の宿舎等のあっせんを行うものとする。

この場合、学校、公民館等を宿舎施設にあてるときは、あらかじめその管理者等の承諾を得ておくものとする。

自衛隊の宿営可能場所は、宇佐市地域防災計画資料編のとおりである。

エ. 臨時ヘリポートの設定（臨時ヘリポートの基準）

① 航空機（回転翼）の着陸地点及び無障害地帯等の基準を満たす地積（ヘリポート）を確保する。この際、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施する。

市指定のヘリポート及び航空機（回転翼）の着陸地点及び無障害地帯等の基準は、宇佐市地域防災計画資料編のとおりである。

② 着陸地点には、H記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速が判定できる吹き流しを掲揚する。

③ 危険予防の措置

(a) 離着陸地帯への立入禁止

離着陸地点及びその近傍において運航上の障害となるおそれのある範囲には立ち入らせない。

(b) 防塵措置

表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講ずるものとする。

オ. 艦艇等が使用できる岸壁の準備

自衛隊の艦艇等が接岸可能な岸壁等を可能な限り確保する。

カ. 情報等の提供

派遣部隊に対し、災害の状況や救援作業の内容、地元機関による応急措置の実施状況など、すみやかに情報の提供を行うものとする。

4 災害派遣部隊の撤収要請

- (1) 災害の救援が他の機関をもって実施できる状況となり、派遣部隊の救援を要しない状態となったときは、派遣部隊の長と協議し、速やかに知事に対し部隊の撤収要請の申請を行なうものとする。
- (2) 撤収申請は、電話をもって報告した後、速やかに次号に定める事項を記載した文書を知事に提出するものとする。
- (3) 撤収申請書の記載事項
 - ア. 撤収日時
 - イ. 撤収要請の事由
 - ウ. 事故の有無
 - エ. その他必要な事項

5 経費負担区分

派遣部隊が活動した経費のうち次の事項については、通常、派遣をうけた側の負担とする。細部については、その都度災害派遣命令者と知事が協議して定めるものとする。

- (1) 派遣部隊の連絡班等のための宿泊施設の借上料、電話の設置費及び通話料金
- (2) 派遣部隊の宿舎に必要な土地、建物等の借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、汲取料、電話及び入浴料等
- (4) 派遣部隊の救援活動に提供する資材、器材等の購入、借上又は修理費
- (5) 派遣部隊の活動に伴う故意によらない損害の補償
- (6) その他協議により決定したもの

第10節 他機関に対する応援要請

(本部対策班)

- 1 市は、災害応急対策の実施のため他の自治体、防災関係機関等に対し必要な協力を得るため、応援協定を締結している。現在、市が締結している応援協定は、宇佐市地域防災計画資料編のとおりである。

市は、必要があると認めるときは、これらの応援協定に従い応援を要請するものとする。
- 2 広域応援要請に関する事項は、「第2部 第2章 第8節 広域的な応援要請」に記載のとおりである。
- 3 本部長（市長）は、応急措置を実施する必要があると認めるときは、次の事項を明らかにし、知事に対して自衛隊の災害派遣を要請するよう求めるものとする。なお、知事に対して災害派遣の要請を求めることができない場合は、防衛大臣又は最寄りの駐屯地司令の職にある部隊の長にその内容を通報するものとする。この場合、本部長（市長）は速やかに知事にその旨を通知するものとする。
 - (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
 - (2) 派遣を希望する期間
 - (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (4) その他参考となるべき事項
- 4 自衛隊の災害派遣に関する事項は、「第2部 第2章 第9節 自衛隊への災害派遣要請」に記載のとおりである。
- 5 市は、災害が発生し、他の都道府県からの応急措置職員、緊急消防援助隊等を受け入れることとなった場合に備え、県との連絡体制を確保し、活動拠点の確保等受け入れ体制を確保するように努めるものとする。

第11節 技術者、技能者及び労働者の確保

(本部対策班)

災害応急対策を迅速的確に実施するために必要な技術者、技能者及び労働者の確保は、この節に定めるところによって実施する。

1 責任体制

市が実施する災害対策に必要な要員の供給は市が行う。ただし、災害救助法が適用された場合、被災者の救助を実施するため必要な労働者は県（知事）が確保するものとする。

2 技術者、技能者及び労働者の確保対策

災害時における応急対策等に従事する要員は、可能な限り職員によって行う。しかし、災害の程度、規模等により職員だけでは、要員が不足して迅速な応急対策等が実施できないときは、協力団体の動員、労働者の雇用、民間人の協力により労務供給の万全を図る。この場合、災害の程度、規模等により、市内で技術者、技能者の確保が困難な場合、県又は宇佐公共職業安定所に対し、これらの技術者、技能者の確保斡旋を求めるものとする。

(1) 災害応急対策の遂行に必要な人員の確保状況の把握

- ア. 災害対策本部各班は、人員の確保が必要な場合、本部対策班にその旨を連絡する。
- イ. 本部対策班は、庁内間の職員の応援について調整を行う。
- ウ. 災害の程度、規模等により職員だけでは、要員が不足して迅速な応急対策等が実施できないときは、以下により労務供給の万全を図る。

(2) 協力団体の動員

市長は、応急対策に従事する人員が不足するとき、「災害対策基本法第5条第2項」による住民の隣保協働の精神に基づく自主防災組織、自治会、宇佐市赤十字奉仕団、宇佐市地域婦人団体連合会等の協力を受けて、円滑な応急対策を実施できるように努める。

- ア. 協力団体の種別
 - ① 自主防災組織
 - ② 自治会
 - ③ 宇佐市赤十字奉仕団
 - ④ 宇佐市地域婦人団体連合会等

イ. 協力団体の動員要請方法

災害応急対策実施のため協力の必要があると認めるときは、その作業の種別により、その作業に適した協力団体へ協力を要請する。なお、動員を要請する場合は、作業の内容、

場所、人員及び期間等を記載した文書による。ただし、緊急を要する場合は電話によって連絡する。連絡の方法及び人選については各団体の長において適宜決定する。

ウ. 協力作業

協力団体は、主として次の作業に従事する。

- ① 炊出し及び救護
- ② 飲料水の供給
- ③ 清掃及び防疫
- ④ 救助物資の整理、配分及び運搬
- ⑤ 軽易な事務の補助

エ. その他

協力団体の協力を受けた場合、おおむね次の事項について、記録し、保管しておく。

- ① 協力団体の名称及び人員
- ② 協力した作業の内容及び期間
- ③ その他必要な事項

(3) 災害時等協力事業所への協力要請

災害発生時において、災害時等協力事業所として登録した事業所等に協力を要請する業務の内容は、次のとおりとする。（宇佐市災害時等協力事業所登録制度実施要綱）

- ア. 初期消火、障害物除去等に係る労務の提供
- イ. 食料品、飲料水等の物資の提供
- ウ. 資機材の提供
- エ. 避難所の提供
- オ. その他登録事項

(4) 災害救助法に基づく労働者の雇上げ

災害救助法が適用された場合、被災者の救助を実施するため必要な労働者は、知事が次の要領でこれを確保するものとする。ただし、市長に業務が委任された場合は、市長がこれを行う。

ア. 労働者雇用の範囲

種 別	内 容
被災者の避難	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるため雇い上げるもの。
医療助産のための移送	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救護班では処置できない重症患者又は救護班が到着するまでの間医療措置を講じなければならない患者を病院、診療所へ運ぶためのもの。 ・ 救護班によって医療、助産が行われる際の医師、助産師、看護師等の移動に伴い必要なもの。 ・ 重傷ではあるが、今後は自宅療養によることとなった患者の輸送のため必要なもの。
被災者の救出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者の救出行為に必要なもの。 ・ 救出に要する機械、器具、その他の資料を操作し、又は後始末をするためのもの。
飲料水の供給	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲料水を供給するためのもの。 ・ 飲料水を供給するための機械、器具の運搬、操作を行うためのもの。 ・ 飲料水を浄水するための医薬品等の配布を行うためのもの。

種別	内容
救助物資の整理、輸送及び配分	<ul style="list-style-type: none"> ・救済用物資の種別、地区別区分、整理、保管の一切に要するもの。 ・救済用物資を送達するための荷物の積み卸し、上乗り及び運搬に要するもの。 ・救済用物資の被災者への配布に要するもの。 (注) 他の法令等によりその費用が措置される物資又は各救助を実施するため支出できる費用に含まれる資材等はここの賃金職員等雇上費としては認められない。
行方不明者の搜索	<ul style="list-style-type: none"> ・行方不明者の搜索行為に必要なもの。 ・行方不明者の搜索に要する機械、器具、その他の資材の操作又は後始末を行うためのもの。
遺体の取扱い (埋葬を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・遺体の洗浄、消毒等の処置をするためのもの。 ・遺体を仮安置所等まで輸送するためのもの。

(注) 上記のほか激甚災害等特殊な場合には、内閣総理大臣の承認を得てこれらの例外として、次に掲げる労働者の雇い上げを実施する。

- ① 遺体埋葬のための労働者
- ② 炊出しのための労働者
- ③ 避難所開設・応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理等の資材を輸送するための労働者

イ. 期間

それぞれの救助の実施が認められている期間とする。ただし、これにより難しい場合は、内閣総理大臣の承認を得て期間を延長するものとする。

ウ. 労働者供給の方法

災害時において必要に応じ、迅速に労働者を確保して円滑に応急対策等が実施できるように、宇佐公共職業安定所等に対して労働者の確保を要請し、その方法については、おおむね次のとおりとする。

災害時における応急対策等に要員が不足する場合は、第1段階として、県に対し必要とする理由、作業の種別、必要人員、必要期間及び賃金等を記載した文書をもって幹旋の要請をする。ただし、緊急時においては電話によって要請し、後日文書を提出する。

緊急の場合で、前項による方法では迅速なる労働者の確保が困難であると予想されるときは、直接、宇佐公共職業安定所等の機関へ電話又は文書により求人申込み、速やかに労働者の確保に努める。

(5) 民間人による労務供給

災害応急対策を実施するための人員が労働者の雇用によってもなお不足し、特に必要があると認められる場合は、従事命令又は協力命令を発して要員の確保に努める。

ア. 強制命令の種類と執行者

従事命令及び協力命令は、次表に掲げるところにより執行される。

対象作業	種類	根拠法令	執行者
災害応急対象事業 (災害救助法に基づく救助を除く応急措置)	従事命令	災害対策基本法 71 条	知事、 委任を受けた市町村長
	協力命令		

対象作業	種類	根拠法令	執行者
災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法 7 条	知事
	協力命令	災害救助法 8 条	
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法 65 条 1 項	市町村長
		災害対策基本法 65 条 2 項	警察官、海上保安官
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	警察官職務執行法 4 条 1 項	警察官
消防作業	従事命令	消防法 29 条 5 項	消防吏員、消防団員
救急業務	協力命令	消防法 35 条の 10	救急隊員
水防作業	従事命令	水防法 24 条	水防管理者、消防団長 消防機関の長

イ. 命令対象者

命令等の種別による対象者は、次表に掲げるとおりである。

命令区分（作業対象）	対 象 者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令 (災害応急対策並びに救助作業)	1. 医師、歯科医師、薬剤師 2. 保健師、助産師、看護師 3. 土木技術者、建築技術者 4. 大工、左官、とび職 5. 土木、建築業者及びこれ等の従業者 6. 地方鉄道業者及びその従業者 7. 軌道経営者及びその従業者 8. 自動車運送業者及びその従業者 9. 船舶運送業者及びその従業者 10. 港湾運送業者及びその従業者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令 (災害応急対策並びに救助作業)	救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による市町村長、警察官、海上保安官の 従事命令 (災害応急対策全般)	市町村区域内の住民又は当該応急措置を実施 すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令 (災害応急対策全般)	その場に居合わせた者、その事物の管理者
消防法による消防吏員、消防団員の従事命令 (消防作業)	火災及び火災を除く災害の現場
消防法による救急隊員の協力命令 (救急業務)	救急事故の現場付近にある者
水防法による水防管理者、消防機関の長の従事命令	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

第12節 ボランティアとの連携

(福祉保健対策班)

被災者・被災地のニーズに最大限に応えられるよう、ボランティアと積極的な連携を図るための体制等については、この節に定めるところによって実施する。

1 基本方針

大規模災害発生時には、各種の援護を必要とする被災者が増大することが想定され、市内外から参加するボランティア・NPO等による被災者への積極的な支援活動が求められる。

このため、市においては、ボランティアの善意を効果的に活かせるよう、ボランティア活動が持つ独自の領域と役割に留意しながら、受入体制及び活動環境を整備し、相互の信頼と協力体制を構築する

2 市の組織体制

災害発生時から復旧期までボランティア活動を円滑かつ効果的に支援するための総合調整窓口は、福祉保健対策班が行う。

(1) 総合調整窓口の役割

- ア. 市社会福祉協議会と連携し市内におけるボランティア活動に係る情報の集中化・一元化を行う。
- イ. 本部対策班を通じて報道機関等への情報提供及びボランティア活動関係の広報を行う。
- ウ. 被災地や被災者のボランティアニーズを把握するとともに、市社会福祉協議会及び日本赤十字社大分県支部の協力を得ながら市内外から参加するボランティア・NPO等の受入に関する総合調整を行う。
- エ. 市社会福祉協議会などが設置する現地災害ボランティアセンターとボランティアの必要数、支援業務内容、受付場所、受入れ体制等、情報の共有化を図るとともに、必要に応じて現地災害ボランティアセンターから連絡調整のための職員を受け入れ、ボランティアニーズ等の情報収集を通じて現地活動の後方支援を行う。
- オ. 公共機関・ライフラインの復旧状況や行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報について、適時・的確に現地災害ボランティアセンター等に提供する。
- カ. ボランティア・NPO等が被災地若しくはその周辺で独自に活動拠点を設置する場合には、現地災害ボランティアセンターと調整のうえ、場所の提供に努めるとともに、上記に準じて情報提供を行う。
- キ. ボランティア活動に必要な各種資機材については、県及び大分県災害ボランティアネットワーク連絡協議会などの協力を得ながら、被災地及び被災者の状況等を勘案して提供するよう努める。

(2) ボランティア・NPO等の受入及び配置

ア. ボランティア・NPO等の受入及び配置については、宇佐市社会福祉協議会に設置する宇佐市災害ボランティアセンターと情報を共有し、連携を図りながら適切に行う。

イ. ボランティア・NPO等の受入及び配置にあたっては、被災地や被災者のニーズとミスマッチが起きないように留意するとともに、ボランティアの善意を効果的に活かせるよう、その専門性や特性等に配慮して適切に行う。

○専門ボランティア・NPO活動（例）

- ・ 医師、看護師等の医療行為、重度要介護者等への救護
- ・ 被災者の健康管理やカウンセリング
- ・ 災害応急対策物資など資材の輸送
- ・ 被災建築物の応急危険度判定や被災宅地の危険度判定
- ・ 外国人に対する通訳
- ・ 歴史資料の救出や修復
- ・ その他災害救助活動等に関して専門的な資格や技術などを要する活動

○一般ボランティア・NPO活動（例）

- ・ 炊き出し等食事の提供
- ・ 救援物資の搬入、仕分及び配布
- ・ 避難生活者への支援（高齢者、障がい者等の安否確認や食料・飲料水など生活必需品の提供）
- ・ 在宅避難者への支援（高齢者、障がい者等の安否確認や食料・飲料水など生活必需品の提供）
- ・ 清掃作業及び簡易な防疫作業
- ・ 危険を伴わない範囲での片付け作業
- ・ その他被災者の生活支援に関する活動

(3) ボランティア・NPO等の安全確保等

宇佐市災害ボランティアセンターは、県社会福祉協議会の災害ボランティアセンターと連携してボランティア活動の安全確保に努めるとともに、ボランティアの健康管理に十分配慮する。

(4) ボランティア活動保険

市やボランティア調整機関等は、ボランティア活動を行う者に対して、ボランティア活動保険の加入を呼びかける。ボランティア活動保険の加入は、原則としてボランティアの居住地で行うが、必要に応じて、加入窓口の災害ボランティアセンターへの設置を検討する。

第13節 帰宅困難者対策

(福祉保健対策班)

大規模な災害が発生した場合、交通機能停止等により自宅に帰ることができない人々（以下「帰宅困難者」という。）が多数発生することが予想される。このような帰宅困難者への対応等については、この節に定めるところによって実施する。

1 基本方針

帰宅困難者への対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、避難場所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたる。

このため、事業所や学校などの組織では、災害発生時には、組織の責任において安否確認や交通情報等の収集を行い、災害状況を十分に見極めたうえで、従業員、学生、顧客等の扱いを検討する。

帰宅困難者対策は、行政のエリアを越え、かつ多岐にわたる分野に課題が及んでいることから、他市町村や県、事業所、防災関係機関が相互に連携・協力し、災害発生時における交通情報や食料・飲料水の提供、従業員や学生等の保護など、支援体制の構築を図っていくものとする。

2 対策の実施

(1) 市民、事業所等への情報提供

県及び防災関係機関等と連携し、市民・事業所等に対して、各種の手段により、鉄道運行状況、道路交通情報、徒歩帰宅に必要な装備、家族との連絡手段、徒歩帰宅経路等について必要な情報を提供するものとする。

(2) 代替交通手段の確保

県及び防災関係機関等と連携し、帰宅のための支援方針を決定するとともに、鉄道途絶等の際のバス輸送、海上及び水上交通など、代替交通手段を確保するため、必要に応じて県・隣接市町及び交通事業者と調整を図るものとする。

第14節 応急用・復旧用物資及び資機材調達供給

(本部対策班)

災害に際し、必要とする応急用・復旧用物資及び資機材の調達供給は、この節に定めるところによって実施する。

1 応急用・復旧用物資及び資機材の調達供給の基本方針

災害時において、必要な応急用・復旧用物資及び資機材は、市が調達供給を実施するものとし、県は市からの要請等に応じて、当該物資及び資機材の生産、販売集荷等を行う業者に協力を求めて、調達供給を実施するものとする。

ただし、大規模な災害の発生等により、特に必要があると認めるとき、又は緊急に確保する必要があるときは、法令の規定に基づき関係業者等に対しこれらの物資及び資機材の保管を命じ、又は収容のうえ調達供給する。

2 応急用・復旧用物資及び資機材の調達供給対策

応急用・復旧用物資及び資機材の調達供給が必要と判断される場合、又は他の防災機関から要請があった場合には、次のように対処する。

(1) 備蓄物資の供給

本部対策班は各対策班の物資及び資機材等の保有状況、被災地や被災者のニーズを適宜掌握し、物資等の調達供給を実施する。

(2) 流通在庫又は生産業者からの調達

本部対策班は、あらかじめ流通業者と締結した協定等に基づき物資及び資機材の確保を図るものとし、要請方法は次のとおりとする。

供給を要請する応急用・復旧用物資及び資機材の名称、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(3) 県、他の自治体への応援要請

応急用・復旧用物資及び資機材の確保が著しく困難であるために、応急措置の実施に支障をきたすおそれがあると認めるときは、「第2章第8節 広域的な応援要請」に準じ、県に対し必要な物資及び資機材の調達斡旋を求め、その調達供給を行うものとする。

3 業者に対する物資等の調達に対する協力要請措置

物資及び資機材の調達供給について、その生産、集荷又は販売等の業者に対する協力の要請事項は、次のとおりとし、文書又は関係職員を派遣して実施するものとする。

- (1) 指定する品目について在庫品等の数量の通報に関する要請
- (2) 指定する品目について適正な価格による需給に関する要請
- (3) 指定する品目についての数量の確保に関する要請
- (4) 指定する品目の在庫数量調査の実施に関する要請
- (5) その他必要と認める事項についての要請

4 応急用・復旧用物資及び資機材の調達供給順序

応急用・復旧用物資及び資機材は、市内業者等により調達供給し、さらに不足するものについては県内外業者等から調達供給するものとする。なお、県外業者等から調達供給する場合は、県に情報の提供等を依頼する。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

第15節 交通確保・輸送対策

(本部対策班、建設対策班、消防対策班)

災害時において、交通施設の被害状況を迅速に把握し、これに対する応急措置の実施等、必要な応急対策要員の移送、応急対策用資機材、生活必需物資等の輸送は、この節に定めるところによって迅速かつ的確に実施する。

1 交通確保・輸送対策の基本方針

交通施設の確保は、災害応急対策全般の成果に大きな影響を与えるものである。

そのため、交通施設の管理者等においては、災害発生直後から関係機関の協力を求めて、迅速かつ的確な交通確保を図るものとする。

また、応急対策要員等の輸送の計画の樹立と実施は市が行うものとし、災害救助法が適用された場合の緊急輸送は、県が他の機関の協力を求めてこれを実施する。

ただし、事態が急迫したため、県の輸送措置を待つ時間的余裕がない場合、又は特別な事情があるときは、市長が知事の委任を受け、又は補助機関として、これを実施する。

2 緊急輸送路の指定

大規模な災害時における市内の緊急輸送業務の円滑を期するため、あらかじめ指定する緊急輸送路（代替路線を含む。）は次のとおりとする。市道における緊急輸送路は、宇佐市地域防災計画資料編のとおりである。

(1) 幹線道路

- ア. 宇佐別府道路
- イ. 国道10号
- ウ. 国道213号
- エ. 国道387号
- オ. 国道500号

(2) 代替路線

- ア. 県道中津高田線
- イ. 県道耶馬溪院内線
- ウ. 県道山香院内線
- エ. 県道宇佐本耶馬溪線
- オ. 県道安心院湯布院線
- カ. 県道和気佐野線
- キ. 県道佐田駅川線
- ク. 県道佐田山香線

3 市と県等との役割分担

(1) 市の役割

- ア. 市が災害応急対策を実施するために必要な輸送は、原則として市が行う。
- イ. 建設対策班及び消防対策班は、効率的な輸送を行うために、関係機関の協力を得て、市内の幹線道路を始めとする交通施設の状況を確認し、危険箇所、被害箇所の早期発見に努めるとともに、随時巡視し、交通規制・交通量の状況、緊急輸送路等の応急復旧の状況等の情報収集を行い、本部対策班へ報告するものとする。

本部対策班は、緊急輸送ルートに関する情報を一元化し、輸送主体からの問い合わせに対する的確な情報伝達を行う。

市長は、交通確保・輸送の実施にあたり応援が必要と認めるときは、県に対して必要な措置を要請する。

(2) 県、国等の役割

防災関係機関が災害応急対策を実施するために必要な輸送は、それぞれの機関が行うものとするが、特に必要な場合は、災害対策本部に必要な措置を要請する。

4 輸送の基準

輸送は、概ね次の基準により実施するものとする。

(1) 第一段階

- ア. 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ. 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ. 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員、物資等
- エ. 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ. 輸送に必要な道路や防災上の拠点となる施設の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第二段階

- ア. 上記(1)の続行
- イ. 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ウ. 被災地外へ搬送する傷病者及び被災者
- エ. 輸送施設(道路、港湾、漁港、ヘリポート等)の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第三段階

- ア. 上記(2)の続行
- イ. 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ. 生活必需品

5 市の地域内輸送拠点の設置

予め選定した地域内輸送拠点に、県等からの物資を輸送・集積し、各避難所への輸送のための拠点とする。なお、被災又は地形等の理由から、隣接市の地域内輸送拠点を使用することが効率的、効果的な場合は、当該市又は県に対し調整を要請し、連携して行う。

6 災害救助法の規定による輸送

災害救助法が適用された場合の輸送は、知事に要請して実施する。ただし、事態が急迫したため、知事の輸送措置を待ついとまがないとき、又は特別な事情があるときは、次の基準により市長が知事の委任を受けて、これを実施する。

(1) 輸送の範囲とその期間

輸送の範囲		輸送実施の認められる期間	
被災者の避難に関する輸送(資機材人員輸送)		災害が発生し、又は災害が発生しようとする1両日	
医療に関する輸送(人員輸送)		発生の日から14日以内	
助産に関する輸送(〃)		〃	13日以内
被災者の救出に関する輸送(人員資機材輸送)		〃	3日以内
飲料水の供給に関する輸送(飲料水、ろ水器等、資機材輸送)		〃	7日以内
救 援 用 物 資 輸 送	炊出し用食糧、調味料及び燃料等の輸送	〃	7日以内
	医薬品及び衛生材料の輸送	〃	14日以内
	被服、寝具、その他の生活必需品の輸送	〃	10日以内
	学用品の輸送	教科書については災害発生の日から1ヶ月以内 その他は15日以内	
遺体の捜索に関する輸送(捜索と必要な人員、資機材輸送)		発生の日から10日以内	
遺体の処理に関する輸送(埋葬を除く)		〃	10日以内

(2) 輸送に要する経費の基準

当該地域における通常の実費とし、概ね次の経費とする。

- ア. 輸送費(運賃)
- イ. 借上料
- ウ. 燃料費
- エ. 消耗品器材
- オ. 修繕料

(3) 輸送実施における市の措置

災害救助法に基づく輸送の実施についての必要な帳簿、証拠書類を整理保存する。

7 陸上輸送体制

(1) 道路交通規制の実施及び緊急交通路の確保

ア. 交通状況の収集・把握

建設対策班及び消防対策班は、関係機関の協力を得て、随時巡視し、危険箇所、被害箇所の早期発見に努め、情報を収集、把握して本部対策班に報告する。

イ. 道路、橋梁等の危険箇所、被害箇所を発見した場合には被害状況を調査するとともに、直ちに関係機関に通知し必要な交通規制を行う。

ウ. 危険箇所、被害箇所については、それぞれの管理者等において応急措置を行い、速やかに交通の確保を図る。

エ. 交通規制の実施

① 交通規制の法的根拠等

災害時の交通規制は、次の法令に基づき実施する。

規制を実施するもの	規制の内容	規制の理由等	規制対象	根拠法令
公安委員会	通行の禁止又は制限	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるとき	歩行者 車両等	道路交通法 第4条第1項
	同上	県内又は隣接若しくは近接する県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき	緊急通行車両以外の車両	災害対策基本法 第76条第1項
警察署長	通行の禁止又は制限	所轄区域内の道路に災害による損壊等危険な状態が発生した場合において、その危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があるとき	歩行者 車両等	道路交通法 第5条第1項
警察官	同上	災害発生時において道路の損壊その他の事情により緊急措置を行う必要があるとき	歩行者 車両等	道路交通法 第6条第4項
道路管理者	同上	道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であるとき	同上	道路法 第46条第1項

② 緊急通行車両以外の車両の交通規制

大規模災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、県を通じ公安委員会に対し、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づく、緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限を要請するものとする。

③ 緊急交通路確保のための措置

(a) 交通規制の方法

緊急交通路における交通規制は、災害対策基本法施行令に基づく標示の設置又は警察官の指示により行う。

(i) 標示を設置して行う場合

標示の設置位置は、交通規制の区域又は区間の道路の入口やこれらと交差する道路との交差点付近とし、運転者に対し、緊急交通路における交通規制の内容を通知する。

(ii) 現場警察官の指示により行う場合

緊急を要するため上記の標示を設置するいとまがないとき又は標示を設置することが困難と認めるときは、現場の警察官の指示により規制を行う。

(b) 迂回路の指定

緊急通行路が指定された際は、必要に応じて迂回路を設定する。

(c) 警察官の配置

緊急交通路を確保するための警察官の配置は、主要交差点への重点配置など弾力的に運用する。

(d) 交通検問所の設置

緊急交通路が指定された際は、必要と認められる場所に交通検問所を設置し、緊急通行車両の確認事務等を行うこととする。

(e) 警察官等の措置命令等

警察官(警察官がその場にはいない場合に限り、自衛官及び消防吏員。以下「警察官等」という。)は、通行禁止等に係る区域又は道路の区間(以下「通行禁止区域等」という。)において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、災害対策基本法第76条の3第1項及び第2項の規定により、次の措置をとるものとする。

(i) 当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動し又は必要な措置を命ずること。

(ii) 上記の措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることができないときは、自ら当該措置をとること。

(iii) 上記の措置をとる場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損すること。

④ 市民への交通規制情報の提供

県は、国道、県道、市町村道の全面通行止等の道路規制情報を県ホームページなどにより一元的に発信する。

また、建設対策班及び交通規制を実施した機関(警察、道路管理者)は、交通規制箇所について交通情報板等を活用し、また報道機関に協力を求めるなど、積極的に市民に対し情報を提供する。

(2) 道路(緊急輸送路)の応急復旧

ア. 交通施設の被害状況の把握

① 市における措置

(a) 災害が発生した場合は、速やかに緊急輸送路及びその他の主要道路の被災状況(破損、決壊、流出等)を把握する。

(b) 道路の被災箇所を発見した場合は、その状況を速やかに県及び警察署に通報する。

この場合、所管する道路において旅客運送を営む機関がある場合においては、その状況を当該機関に通報するように努めるものとする。応急措置が完了し交通上支障がなくなった場合もまた同様とする。

イ. 応急対策の実施

① 短期的対策

各道路管理者は、道路啓開後、輸送用トラック等の通行を可能とするため、路面の段差補修など応急対策を実施する。

② 中期的対策

各道路管理者は、所管する道路のなかで、流出した橋梁がある場合は、必要に応じ仮橋の設置などを実施し、盛土や法面の崩壊がある場合は、必要に応じ仮設防護柵の設置などを実施し、関係機関の協力を得て出来るだけ早急に応急対策を講じ、安全な輸送道路の確保に努める。

③ 自衛隊への応援要請

道路管理者は、被害の状況や緊急性などを考慮し、道路啓開や応急対策などについて、自衛隊の応援が必要な場合は、本部対策班を通じて県に出動要請を依頼する。

(3) 災害時における交通マネジメント

ア. 九州地方整備局は、災害復旧時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、交通需要マネジメント（※1）及び交通システムマネジメント（※2）からなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「災害時交通マネジメント検討会（以下、「検討会」という。）」を設置する。

イ. 県は、市町村の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、九州地方整備局に検討会の開催を要請することができる。

ウ. 検討会において協議・調整を行った交通マネジメント施策の実施にあたり、検討会の構成員は、自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。

エ. 検討会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議等を行うものとする。

※1 交通需要マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組

※2 交通システムマネジメント：道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実現することにより、円滑な交通を維持する取組

(4) 輸送手段等の確保

ア. 車両の確保・配車

車両（市有車両、市有車両以外）の確保は、本部対策班が担当し、各班からの要請に応じて配車を行うものとする。

なお、交通規制が実施されている場合、事前届出を行っていない車両も含め本部対策班は迅速に緊急通行車両の確認を行うものとする。

イ. 燃料の確保

輸送に必要な燃料（軽油、ガソリン）については、大分県石油商業組合宇佐支部との間で締結した「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」（平成27年7月）に基づき確保する。この場合の調整窓口は本部対策班とする。

ウ. 自衛隊への応援要請

道路が寸断され、陸上輸送では物資輸送に支障を来す場合は、本部対策班が県を通じ自衛隊に応援要請し、ヘリコプター等により輸送する。

8 輸送実施機関の相互協力

広範囲にわたる災害時に応急用・復旧用物資及び資機材を輸送する場合は、防災関係機関は相互に協力するものとし必要に応じてその車両人員等を他の機関の応援のため派遣するものとする。

なお、防災関係機関が輸送を実施する場合は、県を通じ、公安委員会に対しあらかじめ輸送の日時、発着地、経路、理由、輸送品目等を申し出て当該輸送区間における緊急通行車両以外の車両通行禁止又は制限を申し出るものとする。

9 その他（高速道路料金の免除（免除証明）手続き）

災害派遣等従事車両の高速道路料金の免除措置に係る手続きについては、県が直接、各高速道路株式会社と協議し、協議後に所要の事務を実施する。

第16節 障害物の除去

(建設対策班)

災害のため排出された土砂、倒木等の障害物により、被災者の救助や住民の日常生活に著しく支障を及ぼしている場合、又は発生するおそれがある場合における障害物除去活動による応急対策の実施及び道路交通や住民の安定の確保は、この節に定めるところによって実施する。

1 責任体制

災害により排出された障害物除去の計画と実施は市が行い、災害救助法が適用された場合は、原則として県が実施する。ただし、市が県から救助の委任を受けた場合、又は事態が急迫したため、県の措置を待つ時間的余裕がないとき等特別な事情があるときは、次により建設対策班が土木業者に請負わせ、又は補助機関として、これを実施する。

2 障害物の除去の対象

障害物除去の対象は、次の各号に該当する場合で市長が必要と認めるものとする。

(1) 道路関係障害物

- ア. 障害物の除去が交通の安全及び輸送の確保に必要な場合
- イ. 応急措置の支障となるもので緊急を要する場合

(2) 河川関係障害物

- ア. 河川の溢水の防止、堤防と堰堤等の決壊等を防止するために必要と認める場合
- イ. 応急措置の支障となるもので緊急を要する場合

(3) 住宅関係障害物（被災者自らの資力で除去することを原則とする）

原則として下記 ア～エ の全てを満たす場合を対象とする。

- ア. 当面の日常生活が営み得ない状態であるとき
- イ. 居間、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれている
か、又は家の出入りが困難な状態であるとき
- ウ. 自らの資力では障害物の除去ができない者
- エ. 住家が半壊又は床上浸水を受けた者

3 除去の実施方法

(1) 道路関係障害物

ア. 障害物除去の優先道路

- ① 避難路等の地域住民の生命の安全を確保するために重要な道路
- ② 災害の拡大防止上重要な道路
- ③ 緊急輸送を行なう上で重要な道路
- ④ その他応急対策活動上重要な道路

イ. 災害発生後速やかに道路関係障害物の実態を調査し、状況に応じて自らの組織、労力、機械、器具を用い、又は関係業者の協力を得て速やかに実施するものとする。

ウ. 除去作業は、緊急の応急措置を実施する上で止むを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、道路交通に支障の起こらないよう配慮して実施するものとする。

(2) 河川関係障害物

ア. 災害発生後速やかに河川関係障害物の実態を調査し、状況に応じて自らの組織、労力、機械、器具を用い、又は河川関係業者の協力を得て速やかに実施するものとする。

イ. 除去作業は、緊急の応急措置を実施する上で止むを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、河川通水に支障の起こらないよう配慮して実施するものとする。

(3) 住宅関係障害物

住居又はその周辺に運ばれた土砂、倒木等を市長は地元住民の協力のもとに、必要最小限度の日常生活が営める状態に除去する。

(4) 危険箇所の巡視

災害の発生が予想される箇所を適宜巡視し、障害物を発見したときは速やかに除去すること。また、道路上の障害物、河川、橋梁における流木等は必要機材を使い速やかに除去する。

4 障害物除去の協力依頼

市のみで障害物の除去を実施することが困難な場合には、他の関係機関に協力を求めて除去する。

5 機械器具の確保

障害物の除去は、原則として機械力によることとし、市が保有していない機械を必要とする場合は業者等により借用する。機具については必要数量を順次整備する。

6 障害物の一時集積場所

一時的な障害物の集積場所としては、市管理の運動場、空き地等とし、その他の用地を使用する場合は、所有者と協議しその都度決定する。

7 市民による障害物処理に対する協力要請

- (1) 災害により発生する障害物を早急に処理するため、自主防災組織、自治会等を通じて市民の協力を要請する。
- (2) 災害により発生した廃材、土砂、ごみ等の区分を徹底する。
- (3) 集積地を自治委員、宇佐市廃棄物等減量推進員等を通じて徹底する。

8 費用の負担

- (1) 道路上の障害物の除去に要する費用は、原則として当該道路管理者の負担とする。ただし、災害の規模程度等により市が負担することができる。
- (2) 前号のほか障害物の除去に要する費用は、災害救助法が適用される場合を除き市の負担とする。ただし、災害の規模、程度等により障害物の除去をうける者に負担させることができる。

9 災害救助法が適用された場合の措置方法

(1) 救助の種類

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（障害物）の除去

(2) 対象者

災害によって障害物が居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。

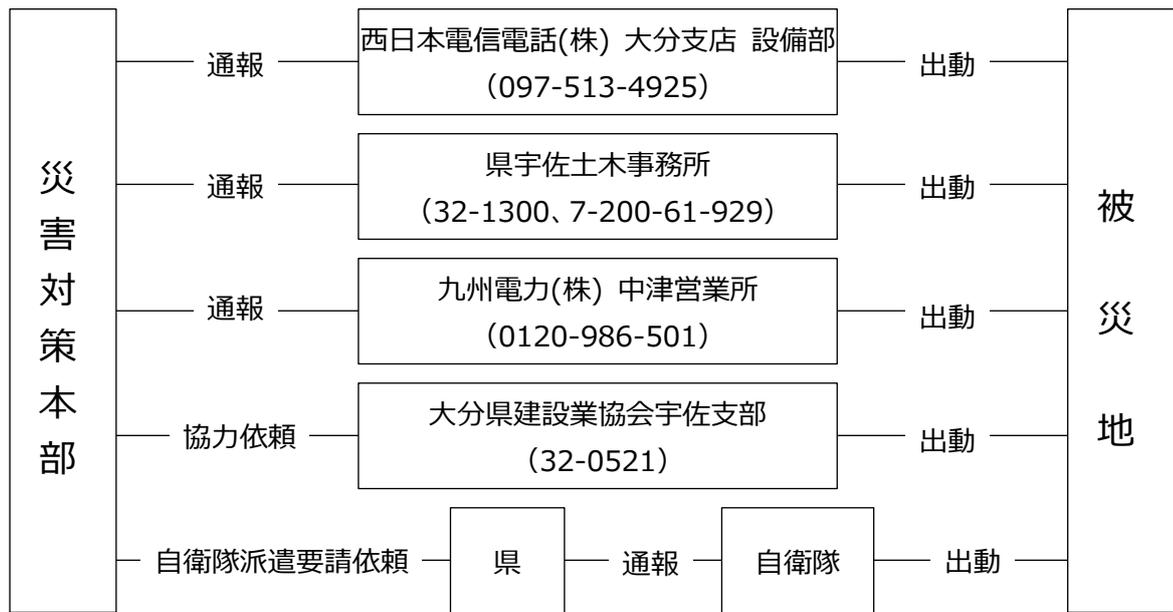
(3) 障害物除去の期間

原則として災害発生の日から10日以内とする。

(4) 帳簿等の整理

障害物の除去を実施した場合には、次の帳簿等を整理し、保管するものとする。

- ア. 救助の種目別物資受払状況（災害救助法様式）
- イ. 障害物除去の状況
- ウ. 障害物除去支出関係証拠書類



第17節 広報活動・災害記録活動

(本部対策班)

災害に関する広報活動と災害記録活動は、この節に定めるところによって実施する。

1 広報活動・災害記録活動の基本方針

大規模な災害が発生した場合、市民生活の安定を図るためには、市民のニーズに対応した情報を、市民が容易に知ることのできる方法で提供することが不可欠である。市では、被災者の情報ニーズを的確に把握し、要配慮者へも確実に広報がなされるようボランティア団体とも連携を図りながら、貼り紙、チラシ、立て看板、広報誌、広報車、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、テレビ、新聞、県民安全・安心メール、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール）、おおいた防災アプリ、インターネット（ホームページやSNS）、防災行政無線等多様な方法を用いて積極的に広報活動を展開することとする。

特に避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については口頭・紙媒体の併用など、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

また、市民からの通報や問い合わせに対応することは、被災者のニーズの的確な把握に結びつくものであり、的確に処理のできる体制を確立する。

さらに、災害の記録は、応急対策の教訓を見だしそれを将来への財産とするために極めて重要であり、きめ細かく記録するものとする。

2 市の広報活動・災害記録活動の措置

(1) 活動体制の確立

災害対策本部を設置した場合、市では迅速かつ的確に広報・災害記録活動を行うため、以下の体制をとる。なお、本部対策班は、各部局が行う広報活動の司令塔として、自ら行う広報活動の他、庁内の広報体制の一元管理及び全体調整を行う。

ア．ライフライン関係機関との連絡体制の確立

電気、ガス、水道、通信及び各種交通機関等のライフライン関係機関との間で情報連絡体制を確立する。

イ．報道機関への協力要請

本部対策班は、迅速かつきめ細かな広報について、報道機関に対して協力の要請を行う。

ウ．プレスルーム等の設置

プレスルームを設置し、情報を一元的に発信する。

(2) 広報手段・方針の検討及び周知

本部対策班は、災害の状況を踏まえ、当該災害における最も迅速かつ的確な広報の方針及び手続きを検討し、各部局へ伝達する。その際には、記者発表、広報誌、チラシ、立て看板等各種広報手段の活用方針と手続きを周知する。

(3) 広報する情報の集約及び広報

ア. 本部対策班は、その時点で広報すべき情報は何かを検討し、その情報を収集する。

イ. 本部対策班は、集約した情報を、前項(2)に基づき広報する。

なお、被害が甚大であり大量の広報を迅速に行う必要がある場合等においては、前項(2)の検討において各部が独自に対応することも考慮する

(4) 広報手段等

主たる広報手段及び広報先は次によるものとし、多様な手段を活用する。

なお、平常時から活用することにより、災害時においても円滑に利用できるよう努める。

広報手段	広報先
記者会見・発表、口頭、文書、インターネット（ホームページやSNS）	報道機関
電話、庁内放送、各種広報紙、動画、文書、インターネット（ホームページやSNS）	庁内連絡 地方機関
広報車、有線放送、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、テレビ、緊急速報メール、各種広報紙、動画、県民安全・安心メール、おおいた防災アプリ、インターネット（ホームページやSNS）	一般住民・被災者
広報車、電話、ラジオ、テレビ、各種広報紙（誌）、動画、文書、インターネット（ホームページやSNS）	公共的団体等
口頭、文書、電話、広報紙（誌）、動画、スライド、新聞、スクラップ、インターネット（ホームページやSNS）	中央関係機関

(5) 情報、資料の収集及び広報資料の作成

本部対策班は、関係機関と緊密な連絡をとり、災害状況及び措置の状況等の報告資料を収集し、必要に応じて関係機関に情報提供を求め資料を作成する。

ア. 広報上の情報及びその資料の収集

収集事項	収集内容	収集方法
気象情報	1. 情報の出所 2. 情報発表の日時 3. 情報の内容 4. 住民の心構え及び対策	気象予警報等の通報伝達に併行して行う
災害情報及びその資料	1. 情報の出所 2. 情報発生の日時場所 3. 被害の対策、範囲、程度 4. 被害発生経過	災害情報収集に併行して行う

収 集 事 項	収 集 内 容	収 集 方 法
避難等の措置の状況	1. 情報の出所 2. 避難措置の実施者 3. 避難した地域、世帯、人員 4. 避難先、避難日時 5. 理由及び経過	同 上
消防団、自衛隊等の出動状況	1. 情報の出所 2. 出動機関又は出動要請者 3. 出動日時、出動対象、目的 4. 出動人員、指揮者、携行機械器具 5. 経過	同 上
応急対策の情報及びその資料	1. 情報の出所 2. 応急対策実施日時、場所 3. 応急対策の内容 4. 実施経過及び効果	同 上
その他、災害に関する各種措置の情報	1. 情報の出所 2. 措置の実施者 3. 措置の内容、対象、実施時間 4. 実施理由、経過、効果	同 上

イ. 広報資料の作成

災害広報資料は、概ね次の内容により作成する。

- ① 日時、場所、主体、対象、理由、状態
- ② 記事、写真、動画、図表の整備、記事のほか添付資料の整備に留意する。
- ③ その他

広報内容に食い違い等が生じないよう各機関との情報及び資料の交換を密にする。

ウ. 報道機関に対する情報の提供

報道機関に対する災害情報の提供は、本部長、副本部長、本部班長又は広報担当者が発表するものとする。

報道機関に提供すべき広報資料は、概ね次に掲げる事項とする。

- ① 災害の発生場所及び発生原因
- ② 災害の種別及び発生日時
- ③ 被害の状況
- ④ 安否情報
- ⑤ 応急対策の状況
- ⑥ 住民に対する避難指示及び避難場所等の状況
- ⑦ 一般住民並びに被害者に対する協力及び注意事項

(6) 報道機関に対する放送の要請

ア. 市長は、市民への情報提供の迅速化を図るため、大分県災害放送要請取扱要領及び災害放送に関する確認事項に基づき、直接的に放送機関に放送要請をする。

イ. 要請の方法は、原則として所定の書式を使用し、NTT回線を用いたFAXによる。

ウ. 市において災害放送（要請）の一次責任者を危機管理課長、二次責任者を秘書広報課長とし、要請FAX直後に電話による確認を行う。

エ. 放送内容、放送時刻、放送順序等については、各放送局の判断によるものとする。

(7) 庁内連絡

本部対策班は、災害状況の推移を庁内放送又は文書により一般職員に連絡する。

(8) 関係機関等に対する連絡

特に必要のある場合には市内の公共機関、各種団体、重要な施設の管理者等に対し、災害情報を提供するものとする。

(9) 市民に対する広報連絡

ア. 災害発生前の広報

災害の規模、動向、今後の予想を検討し、被害の防止等に必要な注意事項を電話、広報車等最も適切な方法により市民に周知する。

イ. 災害発生後の広報

被害の推移、避難指示等、応急措置の状況を確実かつ具体的に周知し、人心の安定と激励とを含め沈着な行動を要請するよう広報活動を行うものとする。

(10) 航空機による広報

通常による広報が困難な場合、又は特に必要と認めた場合は、県に対し自衛隊の派遣を要請し、航空機による広報を行うものとする。

(11) 災害記録活動

本部対策班は収集された情報及び各対策班からの報告事項等をホワイトボード、管内図等を用いて集約、管理し、的確な情報の共有及び状況の記録に努める。

また、写真、動画等を用いて独自の災害に関する情報の収集を行い、災害を幅広く記録することに努める。

(12) 安否情報の対応

市及び県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報管理を徹底するよう努めるものとする。

■ 住民に対する広報系統図

